

Quality Control Committee

2018年度 品質管理委員会年次報告書

ANNUAL REPORT 2019

トップメッセージ



企業の経済活動は従来にも増して複雑化・高度化し、また、企業の海外展開は一層の広がりを見せています。このため、財務報告の信頼性を担保するための監査の役割は、より重要性を増していると考えています。加えて、監査基準の改訂による KAM の導入、通常とは異なる監査意見等に係る対応についての議論など、昨今の監査の信頼性向上への取組からも分かるように、従来にも増して、ステークホルダーからの監査に対する期待も高まっているものと認識しております。

そのような中、日本公認会計士協会（以下「当協会」といいます。）は、公認会計士の自主規制団体として、監査の信頼性の維持・向上に努め、監査に対する社会の期待や要請に応えるため、自主規制による会員の規律・品位保持の徹底、監査制度及び監査環境の一層の整備・充実に必要な施策を講じていくことを重要な課題と位置付けています。中でも、監査事務所の品質管理体制について指導及び監督を行う品質管理レビューは、個別の監査事案に係る監査実施状況及び監査意見の妥当性や公認会計士の職業倫理に係る事項等の審査を行う個別事案審査と共に、自主規制の中核的な施策として取り組んでいます。そこで、2018 年度において、品質管理レビューの実効性・効率性の向上、さらには、自主規制全体の社会に対する事案審査に関する適時・迅速な情報提供、審査プロセスに関する明瞭かつ納得感のある説明、透明性の向上等を図るため、品質管理レビュー制度や個別事案審査体制の見直しに加え、そのモニタリング機関の在り方についても検討し、取りまとめました。

また、近時の社会構造の変化の中の大きな動きとして、社会全体での組織・事業の透明性向上の要請が挙げられます。公認会計士制度が今後とも経済社会の発展及び公共の利益に貢献するという重要な役割を担い続けていくためには、私たち公認会計士の業務や取組を広く関係者の皆様に説明し、理解を得て、また、意見を頂くことが重要と認識しており、当協会でも情報開示の充実に取り組んでいます。とりわけ、自主規制の分野については、社会に対して説明責任を果たしていくことが必要と考えていることから、本年次報告書の発行に加え、2018 年度より「品質管理レビュー事例解説集」及び「個別事案審査制度の活動概要」についても取りまとめ公表しております。監査役等や資本市場関係者の皆様にとって、当協会の「自主規制の取組」をご理解いただく一助となることを期待しています。

今後とも、公認会計士が社会に貢献し、国民経済の健全な発展に寄与すべく、当協会は自主規制機能を充実してまいります。

2019 年 6 月

日本公認会計士協会

会長 関根 愛子

品質管理委員会 鈴木昌治委員長メッセージ

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、公認会計士の自主規制団体として、日本における監査の質的水準の向上を図ることにより、監査に対する社会的信頼を維持、向上することを目的として、1999年度から品質管理レビュー制度を導入しております。また、2007年度からは、上場会社を監査する監査事務所を対象に上場会社監査事務所登録制度を運用しております。

品質管理レビュー制度については、その実効性の向上を図るべく、監査環境に応じて継続的に改善を実施しております。2018年度の品質管理レビューにおいては、品質管理レビュー実施前における監査事務所及び個別業務の情報収集・分析をさらに強化するとともに、社会的影響度の高い大規模な上場会社の監査に対する監査事務所のリスク管理の状況を確認することにレビューの重点を置くこと等により、品質管理レビューの実効性の向上に取り組みました。

また、2016年11月24日に設置された「品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチーム」において、公認会計士監査を取り巻く現在の環境を踏まえ、当協会の自主規制機能の中核である品質管理レビュー制度等が果たすべき役割と、そのために必要な枠組・制度・取組等の具体的な事項を検討しました。そして、その検討結果を受けて、品質管理レビュー制度等に関する会則等の変更を行うべく、2019年7月の定時総会で審議することを予定しています。

品質管理委員会としては、品質管理レビュー制度等の改正論点及び改正内容を踏まえ、2019年度から実行可能なものについては早期に対応するとともに、2020年度の品質管理レビューでの運用に向けて体制を構築しております。

当委員会は、監査役等や資本市場関係者の皆様に対し、自主規制の取組の一つである品質管理レビュー制度、及び、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するための上場会社監査事務所登録制度を理解していただくため、今後とも情報発信に努めてまいります。

本報告書が、当協会の品質管理レビュー制度等の概要や活動状況をご理解いただくための一助となれば幸いに存じます。

目 次

第 1 部 概要編	1
1. 日本公認会計士協会について	2
2. 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組	3
3. 品質管理レビュー制度等	4
4. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	13
5. 通常レビューにおける改善勧告事項	19
6. 改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）	24
7. 上場会社監査事務所登録制度	26
8. 上場会社監査事務所名簿等の状況	28
9. 品質管理審議会からの勧告事項への対応	29
10. 今後の行動計画	31
（参考 1）上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況	33
（参考 2）上場会社の会計監査人の異動状況	34
第 2 部 詳細編	36
1. 品質管理レビュー制度	37
2. 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係	47
3. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	49
4. 通常レビューにおける改善勧告事項	61
5. 改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）	65
6. 上場会社監査事務所登録制度	68
7. 上場会社監査事務所名簿等の状況	73
参考資料	75
品質管理審議会、品質管理委員会の構成員	93

当年次報告書は、日本公認会計士協会会則第 123 条第 5 項に基づき、品質管理委員会の活動状況を品質管理審議会に報告するために作成されるものです。

本報告書は「概要編」と「詳細編」で構成され、「概要編」は、上場会社の監査役等や市場関係者にも理解しやすい内容とすべく、品質管理レビューに係る基本的な制度説明や 2018 年度の品質管理レビューの結果の概要等を簡潔にまとめ作成しています。「詳細編」は、「概要編」の内容を基に、品質管理レビュー結果等について前年度との比較を行うなど、より詳細な説明や分析を行い、品質管理レビューの結果等をより深く理解できるように作成しています。

なお、品質管理レビューの結果及び結果に基づく措置については、2018 年 5 月 18 日開催の品質管理委員会後から 2019 年 5 月 20 日開催の品質管理委員会にて承認又は決定された事案を 2018 年度分として取り扱っています。

第 1 部

概 要 編

1 日本公認会計士協会について

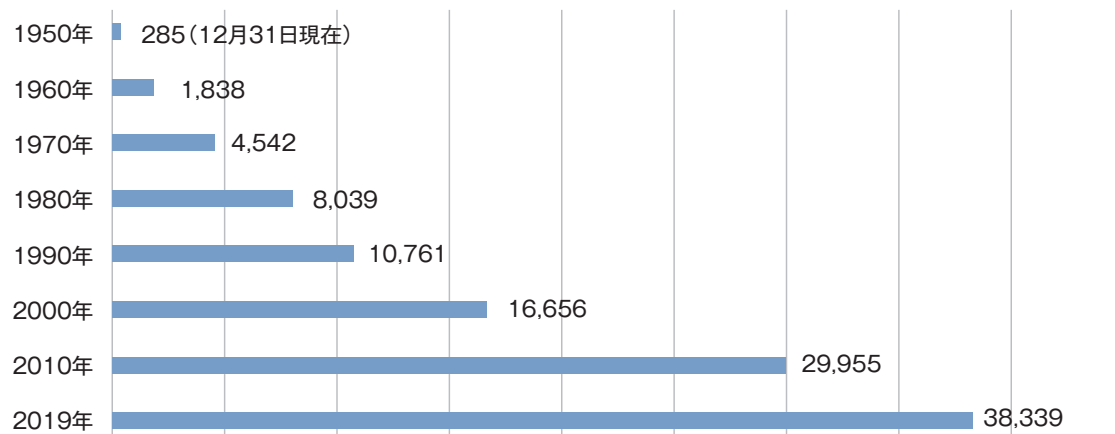
日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、公認会計士がその使命を全うするために公認会計士の指導・監督に努め、その資質向上に尽力しています。

当協会は、日本における唯一の公認会計士の団体です。1949年に任意団体として発足し、1966年に公認会計士法で定める特殊法人となりました。また、2004年4月には、特別の法律により設立される民間法人（特別民間法人）となりました。

当協会の会員は、公認会計士及び外国公認会計士並びに監査法人で構成され、当協会の準会員は、会計士補と公認会計士試験合格者等で構成されています。2019年3月31日現在の会員数は公認会計士及び外国公認会計士 31,191 人、監査法人 235 事務所であり、準会員数は会計士補・公認会計士試験合格者等 6,913 人、会員（準会員を含む。）数の合計は 38,339 です。

当協会は、会計プロフェッションの自主規制団体として、職業倫理の保持、会員の資質の維持・向上、業務の品質維持などの様々な活動を行っています。

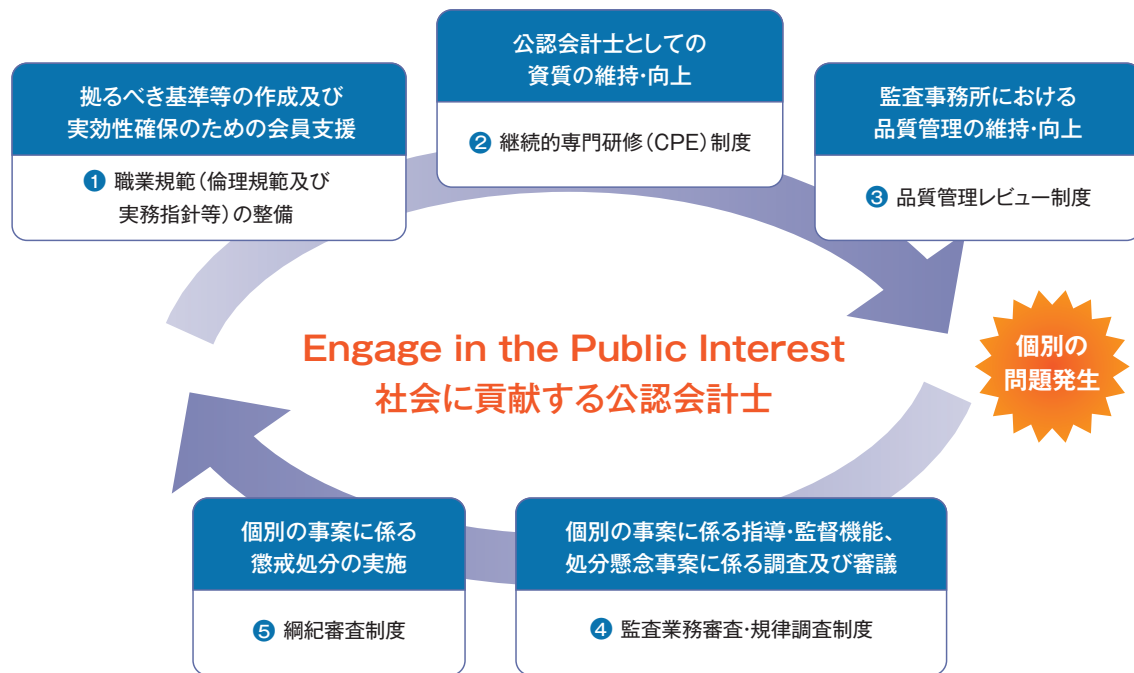
【会員数の推移（各年3月31日現在）】



2 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組

当協会は、会員の資質を常に高く保つ自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持、向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、下図のような自主規制の取組を行っています。

「品質管理レビュー制度」は、当協会が自主規制として実施する重要な取組の一つです。



3 品質管理レビュー制度等

(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を、公認会計士法の趣旨を踏まえて自主規制として導入し、1999年度から実施しています。

品質管理レビューは、当協会の会則、規則等に基づき、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等に準拠して、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューし、必要に応じて改善を勧告し、適切な措置を決定することにより、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持、向上を図るものです。

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

また、当協会は、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、2007年に上場会社監査事務所登録制度を導入しました。この制度は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度として運用しており、品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、当該部会は、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿等を備え、広く一般に公開するとともに、これらの名簿への登録の可否や登録に関する措置を決定しています。

各証券取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならないとされています。

なお、上場会社監査事務所登録制度の詳細については、「7. 上場会社監査事務所登録制度」をご参照ください。

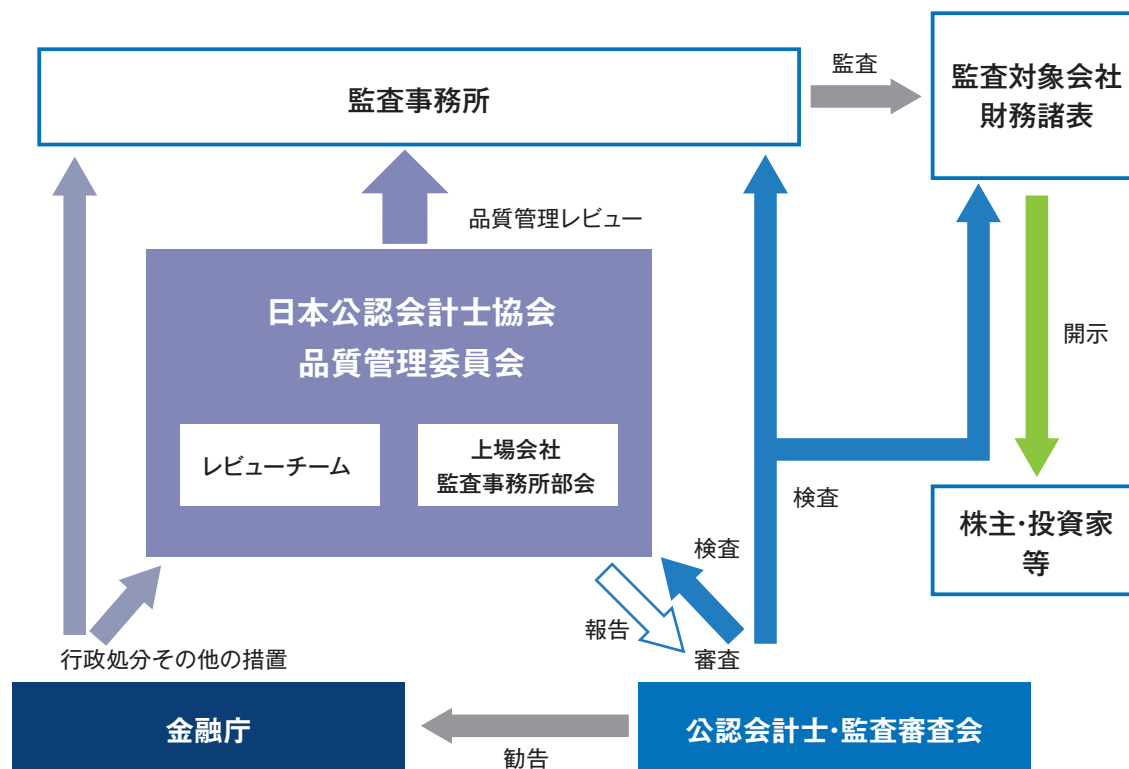
(2) 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係

当協会の品質管理レビュー制度は、公認会計士法に基づき、2004年度から公認会計士・監査審査会によるモニタリングを受けています。公認会計士・監査審査会は、公認会計士法及び金融庁設置法に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関です。公認会計士・監査審査会の主な業務内容は、公認会計士、監査法人及び外国監査法人等並びに当協会に対する検査等、公認会計士試験の実施、公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議です。

当協会は、公認会計士・監査審査会に対して、月次及び年次で品質管理レビューの状況報告を行っています。

以下の図は、金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係を示しています。

【金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係】



(3) 監査事務所の品質管理のシステム

監査事務所は、監査業務の品質を合理的に確保するため、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に定められた以下の事項に関する品質管理のシステムを整備し運用しなければなりません。

- ① 監査事務所と監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体（以下「専門要員」という。）が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること。
- ② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

監査事務所の品質管理のシステムは、主として以下の方針及び手続から構成されるものであり、監査事務所は、これらの方針及び手続を策定し、監査責任者は、監査事務所が設けた品質管理のシステムに準拠して監査業務を行わなければなりません。

【監査事務所の品質管理のシステム】

品質管理に関する責任

- 品質を重視する風土の醸成

職業倫理及び独立性

- 監査対象会社等からの独立性の保持

監査契約の新規の締結及び更新

- 監査対象会社等の規模・複雑性・誠実性及び監査事務所の受入体制（専門要員の確保を含む。）の評価、適切な監査業務を実施できるかの判断

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

- 専門要員に必要とされる適性や能力の維持・開発

業務の実施

- 監査に必要な情報・技法の蓄積（監査マニュアル・ガイダンス、監査ツール等）
- 監査責任者による指示・監督・査閲
- 適時かつ適切な監査調書の作成

審査

- 審査担当者の十分な知識・経験・能力と当該監査業務に対する客観性の確保
- 深度ある審査の実施

品質管理のシステムの監視

- 日常的な監視、定期的な検証により発見された不備の影響の評価、伝達及び是正

品質管理のシステムの文書化

- 品質管理のシステムの整備及び運用状況の適切な記録・保存

（４）通常レビューの種類及び対象監査事務所

通常レビューは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為です。通常レビューには、定期レビューと機動レビューの２つの種類があります。

【通常レビューの種類】

通常レビューの種類	内容
定期レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、原則として３年に１度の頻度で計画的に実施するレビュー (大手監査法人(注)は２年に１度)
機動レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、前回の通常レビューで限定事項付き結論となった場合等、定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に機動的に実施するレビュー

(注) 大手監査法人とは、レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数が100社以上又は専門要員が1,000人以上の監査事務所をいいます。なお、当該定義については2019年度に改正する予定です。

公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所は、通常レビュー対象の監査事務所となります。

【通常レビュー対象監査事務所】

(2019年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
通常レビュー対象監査事務所	140 事務所	50 事務所	190 事務所
うち上場会社監査事務所名簿等 登録事務所	120 事務所	11 事務所	131 事務所

(注) 上場会社監査事務所名簿等登録事務所は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所をいいます。なお、上場会社監査事務所登録制度等の詳細については「7. 上場会社監査事務所登録制度」、「8. 上場会社監査事務所名簿等の状況」をご参照ください。

(5) 通常レビューの実施方法

通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として以下の方法により、品質管理レビューを実施しています。

● 監査事務所における品質管理の確認

個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューします。

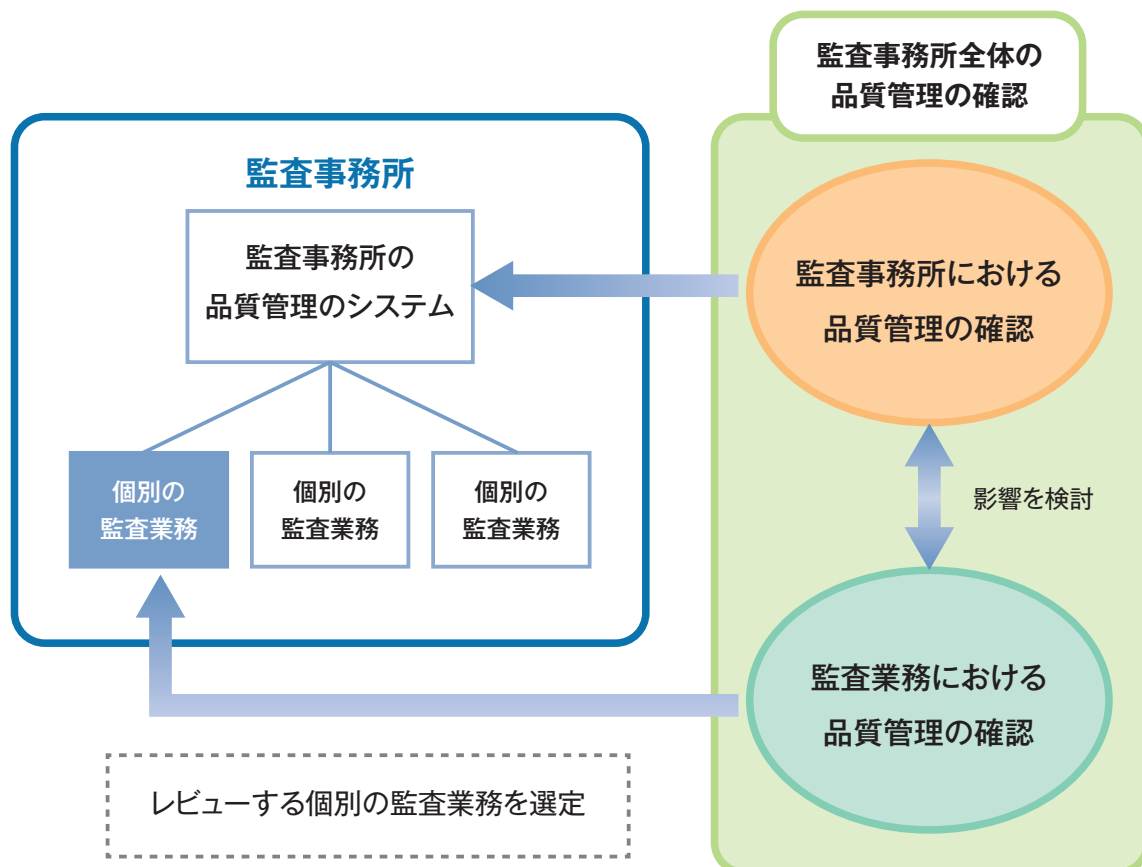
● 監査業務における品質管理の確認

監査事務所の品質管理のシステムが、個別の監査業務において適切に運用されているかどうかをレビューします。

なお、レビュー対象とする個別の監査業務については、監査業務のリスクの程度や監査事務所の状況を考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。

また、個別の監査業務において特に重要な改善勧告事項や多数の改善勧告事項が識別された場合には、監査事務所の品質管理のシステムへの影響について検討します。

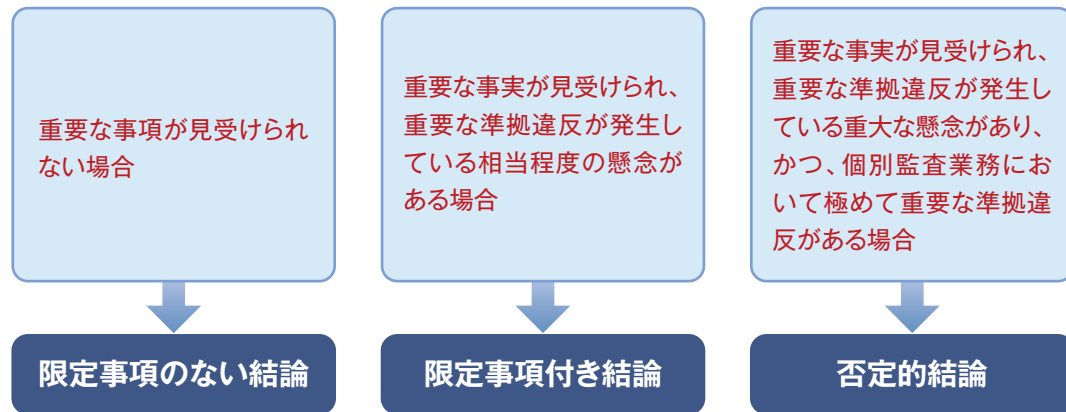
【通常レビューにおける品質管理の確認対象とその関係】



（6）通常レビューの結論（品質管理レビュー報告書）

通常レビューを実施した結果に基づき、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況に関する結論を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。

通常レビューの結論は、以下の3種類です。



限定事項付き結論は、例えば、重要な領域（会計上の見積り、収益認識等）について、重要な虚偽表示を看過している相当程度の懸念がある場合や監査リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合に表明されます。

なお、主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されません（結論の不表明）。

（7）改善勧告事項（改善勧告書と改善計画書）

品質管理レビュー報告書の結論にかかわらず、監査事務所の品質管理の向上に資する改善の必要な事項（改善勧告事項）がある場合には、改善勧告書を作成し監査事務所に交付しています。

改善勧告書を受領した監査事務所は、改善勧告事項に対する改善措置について記載した改善計画書の提出が求められます。

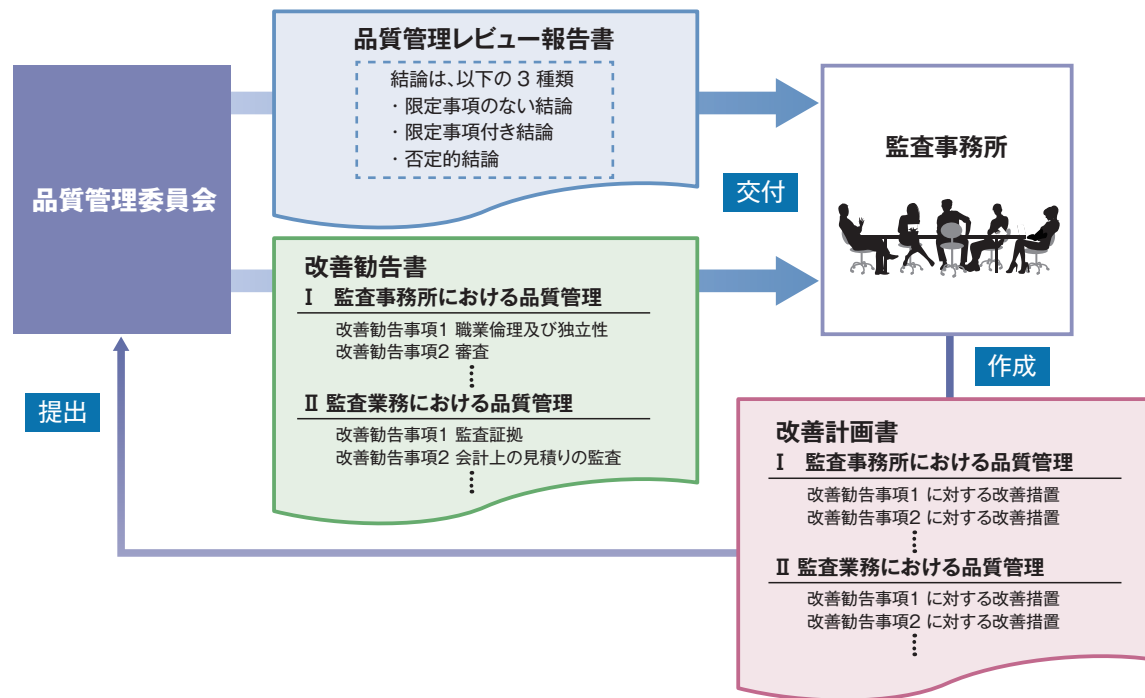
① 改善勧告書

改善勧告事項は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況である「監査事務所における品質管理」に関するものと、個別の監査業務における監査事務所の品質管理のシステムの運用状況である「監査業務における品質管理」に関するものに区分され、「改善勧告書」に記載されます。

② 改善計画書

改善勧告書を交付された監査事務所は、監査事務所が実施する改善勧告事項に対する改善措置について記載した改善計画書を作成し、品質管理委員会に提出します。なお、レビューアーは監査事務所の改善計画が実行可能で効果の高いものとなるように、監査事務所への指導を実施しています。

【改善勧告事項と改善計画書】



(8) 改善措置の状況の確認（フォローアップ・レビュー報告書）

品質管理委員会は、改善計画書を受領した翌年度に、その改善措置の状況を確認するためにフォローアップ・レビューを実施し、確認結果を記載したフォローアップ・レビュー報告書を作成して監査事務所に交付しています。フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項」が確認されたときには、その翌年度に再フォローアップ・レビューを実施しています。なお、改善計画書を受領した翌年度にフォローアップ・レビューに代えて機動レビューを実施する場合があります。

(9) 通常レビューの結果に基づく措置

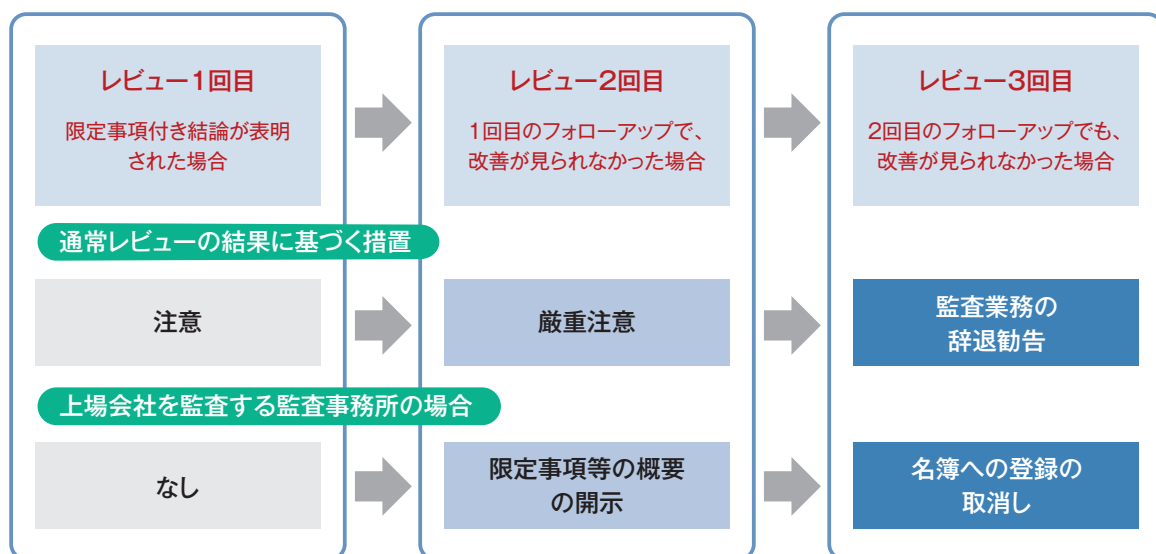
当協会が自主規制団体として、監査業務に対する社会的信頼を確保し、監査制度の充実を図るために、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、通常レビューの結論に基づき、監査事務所に対する措置を決定しています。

また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、必要に応じて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置も講じています。

【通常レビューの結果に基づく措置】

通常レビューの結論等	通常レビューの結果に基づく措置	上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置
限定事項付き結論	注意	なし
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反の懸念あり)	厳重注意	限定事項等の概要の開示 (上場会社監査事務所名簿)
否定的結論	監査業務の辞退勧告	名簿への登録の取消し
レビュー拒否・非協力等		

なお、翌年度に実施した監査事務所の改善措置が不十分であった場合には、より重い措置が講じられていきます。例えば、レビュー1回目において限定事項付き結論が表明された場合、レビュー2回目以降に改善措置が不十分であったときの措置は以下のようになります。



(10) 品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

品質管理レビュー報告書等は、原則として第三者に開示できませんが、当協会は、2018 年 7 月に品質管理委員会規則の一部変更等を行い、直近の品質管理レビュー結果の概要（品質管理レビューの結論等）については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等において、監査事務所が第三者に開示できることとしました。

(11) 品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

会社の監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。

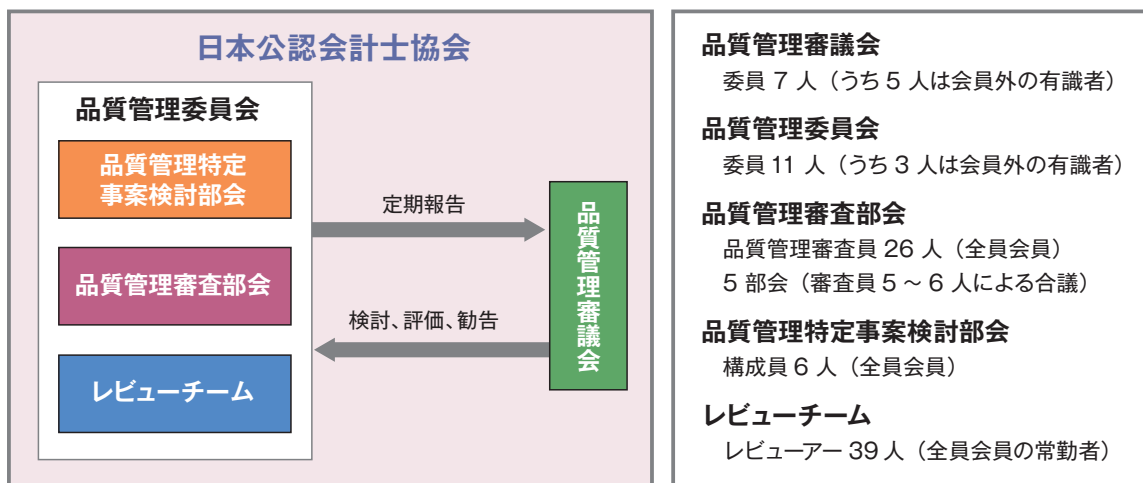
そのため、上場会社等の監査の場合には、監査人は、品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置等の内容を監査役等へ書面で伝達することが求められています。なお、その伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書を受領した日以後となります。

また、当協会は 2019 年 2 月に監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」を改正し、同年 4 月 1 日以後品質管理レビューの結果を監査事務所が受領した場合の監査役等への伝達事項に、個別の監査業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、その領域及び全般的な傾向が含まれることを明確化しました。

(12) 品質管理審議会によるモニタリング

当協会は、品質管理委員会の適切な運営に資するために、会員外の有識者を委員として含む品質管理審議会を置いています。品質管理審議会は、品質管理レビュー制度の運営状況を検討・評価し、その結果を品質管理委員会に勧告しています。

【品質管理レビューの運営体制】



4 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

(1) 品質管理レビューの計画

2018年度の重点的实施項目

通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的实施項目は、前年度に引き続き、以下の事項としました。

- 会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び監査提言集（特別版）「財務諸表監査における不正への対応」（以下「会長通牒等」という。）への対応状況
- 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況
 - ・ 監査業務の品質を重視する風土
 - ・ 監査事務所のガバナンスや組織運営
 - ・ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

2018年度の通常レビュー計画の策定における主な留意事項

2018年度の品質管理レビュー実施計画の策定に当たり留意した主な事項は、以下のとおりです。なお、2018年度の品質管理レビューは、レビューアー39人体制で実施しました。

- ①情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視
- ・ 監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析を強化する。
 - ・ 大規模な上場会社を重視して、レビュー対象とする個別業務を選定する。
 - ・ 個別業務のリスク評価、監査事務所による監視の有効性の評価結果等を参考のうえ、監査業務数を決定する。

- ②通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化
- ・ 重要な虚偽表示リスクの程度の高い監査項目に重点を置く。
 - ・ 個別業務を担当するレビューアーを、規模やリスクに応じて複数名とする。

- ③監査事務所との深度あるコミュニケーション
- ・ 改善勧告事項の発生原因の究明と有効な改善措置の策定について監査事務所と深度あるコミュニケーションを行う。
 - ・ 全ての監査事務所の改善計画書に、改善勧告事項が生じた原因の記述を求めることで、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行う。

- ④機動レビューの実施
- ・ 前回レビューから3年を経過しない14事務所に対して機動レビューを実施する。
 - ・ 特に前回レビューで限定事項付き結論等が表明された監査事務所に対しては、早期に監査事務所の品質管理のシステムを確認する。

(2) 品質管理レビューの実施状況

2018 年度の品質管理レビューの実施状況は、以下の表のとおりです。

	当年度実施 監査事務所数	レビュー報告書 交付事務所数	当年度繰越監査 事務所数 (注3)
通常レビュー	56	54	2
定期レビュー	42	42	—
機動レビュー	14	12	2
フォローアップ・レビュー	78	78	—
再フォローアップ・レビュー	2	2	—
合 計	136	134	2
通常レビュー対象監査事務所数 (注2)	198		
当年度の通常レビュー実施割合	28%		
当年度のレビュー実施割合	69%		

(注1) 前年度以前に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が当年度に繰り越された監査事務所が、上記表中以外に 1 事務所（機動レビュー 1 事務所）あります。

(注2) 2018 年 4 月 1 日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数です。

(注3) 当年度に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が次年度に繰り越された監査事務所（以下「繰越監査事務所」という。）です。

通常レビューの対象となる監査事務所（以下「通常レビュー対象監査事務所」という。）及び 2018 年度に通常レビュー、フォローアップ・レビューを実施した監査事務所の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の内訳は、以下の表のとおりです。

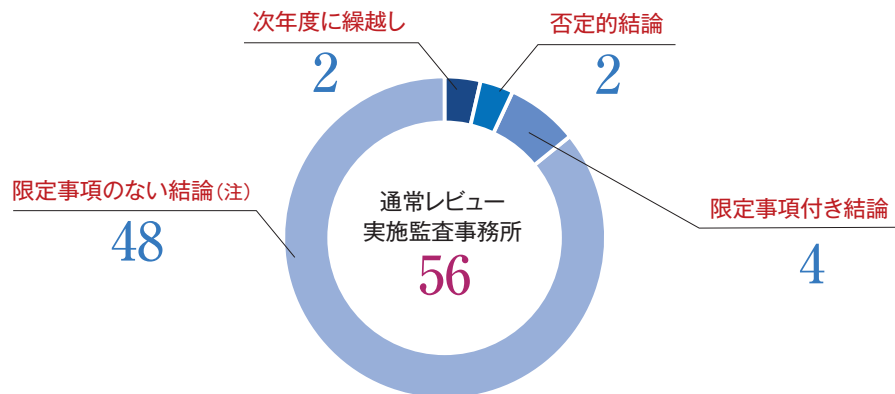
		通常レビュー 対象 監査事務所数	当年度実施監査事務所数の内訳		
			通常レビュー 実施監査事務所 (注)	フォローアップ・ レビュー 実施監査事務所	再フォローアップ・ レビュー 実施監査事務所
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	上場会社監査数 100 社以上	5	3 (—)	2	—
	上場会社監査数 20 ～ 99 社	9	3 (1)	3	—
	上場会社監査数 10 ～ 19 社	13	5 (2)	5	—
	上場会社監査数 10 社未満	112	31 (7)	42	1
	計	139	42 (10)	52	1
その他の監査事務所		59	14 (4)	26	1
合 計		198	56 (14)	78	2

(注) 通常レビューを実施した監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、() 内に内数で記載しています。

(3) 通常レビューの実施結果

① 通常レビューの結果

2018年度に通常レビューを実施した監査事務所（以下「通常レビュー実施監査事務所」という。）56事務所の通常レビューの結論は、「限定事項のない結論」が48事務所、「限定事項付き結論」が4事務所、「否定的結論」が2事務所となりました。なお、結論の決定が次年度に繰り越された監査事務所は2事務所であり、「結論の不表明」はありませんでした。



(注) 上記のほか、2017年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2018年度に繰り越された監査事務所が1事務所（「限定事項のない結論」）があります。そのため、2018年度中に「限定事項のない結論」の品質管理レビュー報告書が交付された監査事務所は合計49事務所です。

2018年度の通常レビュー実施監査事務所（56事務所）について、監査事務所の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の通常レビューの結論等の種類別の内訳は、以下の表のとおりです。

（単位：監査事務所）

		結論等の種類別の内訳				
		限定事項のない結論	限定事項付き結論	否定的結論	当年度繰越監査事務所	合計
名簿等登録監査事務所 上場会社監査事務所	上場会社監査数 100 社以上	3 (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3 (－)
	上場会社監査数 20 ～ 99 社	2 (－)	－ (－)	－ (－)	1 (1)	3 (1)
	上場会社監査数 10 ～ 19 社	5 (2)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
	上場会社監査数 10 社未満	27 (6)	1 (－)	2 (－)	1 (1)	31 (7)
	計	37 (8)	1 (－)	2 (－)	2 (2)	42 (10)
その他の監査事務所		11 (2)	3 (2)	－ (－)	－ (－)	14 (4)
合 計		48 (10)	4 (2)	2 (－)	2 (2)	56 (14)

(注) 2018年度通常レビュー実施監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、() 内に内数で記載しています。

❗ 「限定事項付き結論」は、あくまでも、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務において、重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される結論であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

② 当年度の重点的实施項目とレビュー結果

通常レビューにおける重点的实施項目は、通常レビューの往査時にレビューアーが必ず確認し、必要に応じて監査事務所を指導し、周知を図るものです。

会長通牒等への対応状況に関しては、特に留意すべきものとされた7項目について確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

重点的实施項目	監査事務所数（注）
1. リスク・アプローチに基づく監査	4
2. 職業的専門家としての懐疑心	4
3. 経営者による内部統制を無効化するリスク	19
4. 会計上の見積りの監査	14
5. 監査チーム内の情報共有	9
6. 審査	1
7. 監査時間・期間の確保	2

（注）複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

また、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関しては、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（2016年3月8日付け）（以下「会計監査懇談会提言」という。）等を踏まえ、下記の3項目について重点的实施項目として採り上げ、これらが適切かつ有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、当該3項目について改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

重点的实施項目	監査事務所数（注）
1. 監査業務の品質を重視する風土	2
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営	5
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	1

（注）複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

(4) フォローアップ・レビューの実施結果

2018 年度にフォローアップ・レビューを実施した監査事務所（以下「フォローアップ・レビュー実施監査事務所」という。）80 事務所について、監査事務所の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の確認結果等の内訳は、以下の表のとおりです。

（単位：監査事務所）

		確認結果等の内訳		
		改善の不十分な事項のない確認結果	改善の不十分な事項のある確認結果	合計
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	上場会社監査数 100 社以上	2 (－)	－ (－)	2 (－)
	上場会社監査数 20 ～ 99 社	3 (－)	－ (－)	3 (－)
	上場会社監査数 10 ～ 19 社	4 (－)	1 (－)	5 (－)
	上場会社監査数 10 社未満	41 (1)	1 (－)	42 (1)
	計	50 (1)	2 (－)	52 (1)
その他の監査事務所		26 (1)	2 (－)	28 (1)
合 計		76 (2)	4 (－)	80 (2)

(注 1) フォローアップ・レビュー実施監査事務所の内訳には、再フォローアップ・レビュー 2 事務所を含んでおり、() 内に内数で記載しています。

(注 2) フォローアップ・レビュー開始日現在において、改善措置の実施予定期日が未到来の事項がある場合は、次年度のフォローアップ・レビュー等で改善措置の状況を確認することとなります。なお、2018 年度のフォローアップ・レビューにおいて改善措置の実施予定期日が未到来の事項があった監査事務所はありませんでした。

(5) 品質管理レビューの結果に基づく措置の状況

2018 年度の通常レビュー及びフォローアップ・レビューの実施結果に基づく措置の決定は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

監査事務所ごとの品質管理レビューの結論等と措置の決定の関係		
品質管理レビューの結論等	措置 (注 2)	当年度 (注 1)
否定的結論	辞退勧告	2 (2)
限定事項付き結論	辞退勧告 (改善不十分)	2 (－)
	注意	2 (1)
	小 計	4 (1)
限定事項のない結論における改善勧告事項 (注 3)	注意 (改善不十分)	5 (3)
合 計		11 (6)

(注 1) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所数のうち、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対するものは、() 内に内数で記載しています。

(注 2) 措置欄の「辞退勧告 (改善不十分)」及び「注意 (改善不十分)」は、当年度のフォローアップ・レビュー又は機動レビューにおいて、監査事務所の改善措置が不十分であったため決定された措置になります。

(注 3) 限定事項のない結論における改善勧告事項に係る注意措置 (改善不十分) には、フォローアップ・レビューの結果に基づく措置が 4 事務所 (うち上場会社監査事務所名簿等登録事務所は 2 事務所) 含まれています。

(注 4) 前年度以前に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が当年度に繰り越された監査事務所のうち措置を受けた監査事務所が、上記表中以外に 1 事務所 (上場会社監査事務所名簿等登録事務所) あります。なお、当該事務所の品質管理レビューの結論等及び措置は、限定事項のない結論及び注意です。

(注 5) 品質管理レビューの結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合があります。このため、上記表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しません。

5 通常レビューにおける改善勧告事項

改善勧告事項の内容は、「監査事務所における品質管理」に関連するものと、「監査業務における品質管理」に関連するものに分けられます。

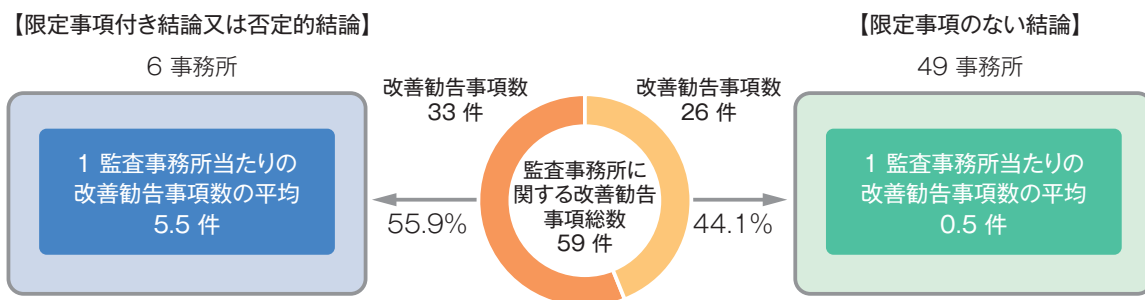
(1) 「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項

2018年度に品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所55事務所における、「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項数は、以下の表のとおりです。

レビューの結論	事務所数 (A)	改善勧告事項数 (B)	1事務所当たり平均 (B/A)	改善勧告事項が生じた 事務所数と割合
限定事項付き結論 又は否定的結論	6事務所	33件 (注1)	5.5件	6事務所 (100%)
限定事項のない結論	49事務所	26件	0.5件	13事務所 (27%)
合 計	55事務所 (注2)	59件	1.1件	19事務所 (35%)

(注1) 33件のうち限定事項付き結論等の原因となった改善勧告事項は19件です。

(注2) 品質管理レビュー報告書の交付が2018年度に繰り越された1事務所を含みます。また、品質管理レビュー報告書の交付が2019年度へ繰り越しとなった2事務所を除きます。

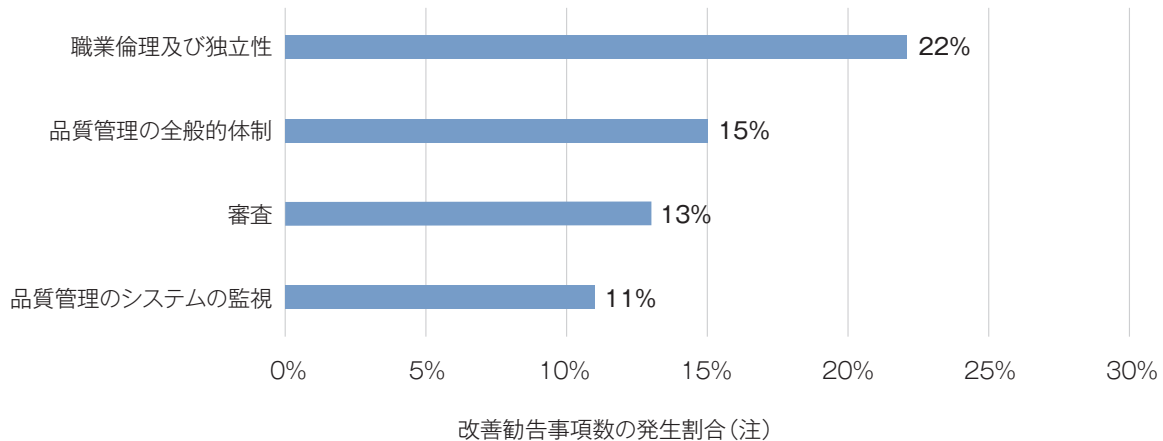


❗ 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項です。この改善勧告事項には、限定事項付き結論等の要因となる事項もありますが、その多くは、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。

発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）

「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項について、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「職業倫理及び独立性」、「品質管理の全般的体制」等です。

【発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）】



（注）「改善勧告事項数の発生割合」＝ $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数」}}{\text{「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」}}$

改善勧告事項の事例

事例1 職業倫理及び独立性

＜具体例＞

監査事務所は、専門要員の独立性の確認のため、専門要員にチェックリストを配布し、回答を確認しているが、確認対象に監査対象会社の親会社や子会社等を明示しておらず、独立性を確認する対象会社の網羅性が確保されていない。

事例2 品質管理の全般的体制

＜具体例＞

複数の監査業務から重要な会計上の見積りに関する監査手続の不備を含む多くの不備が発見されており、監査責任者による監査業務の指示・監督及び監査調書の査閲が十分に実施されていない。また、監査チームが実施した重要な会計上の見積りに関する監査手続の不備が審査で指摘されていない。

❗ 改善勧告事項のより詳細な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

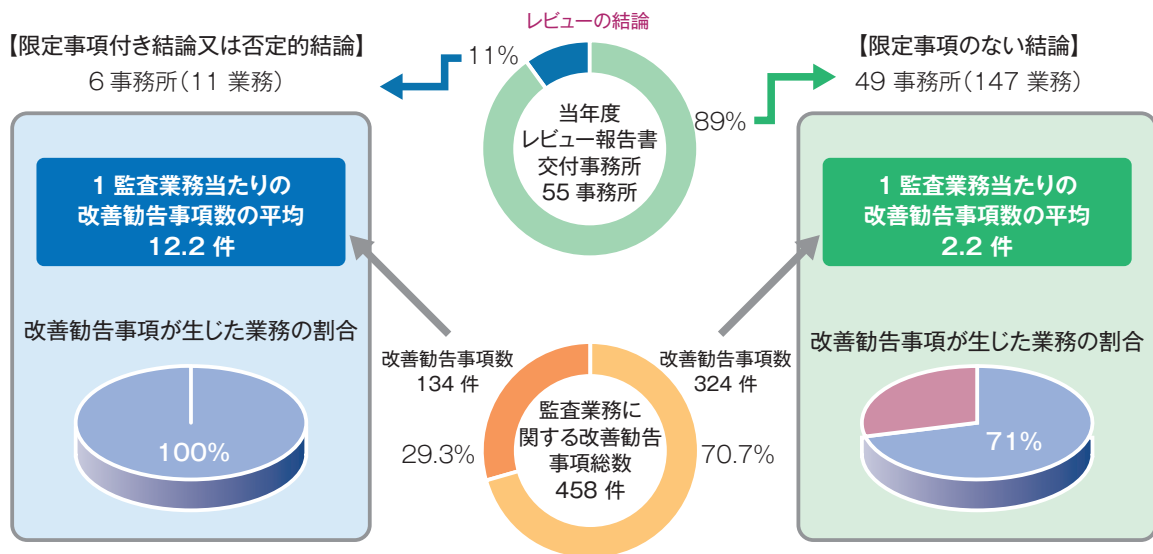
(2) 「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項

2018年度に品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所55事務所における、選定した監査業務数と改善勧告事項数は、以下の表のとおりです。

レビューの結論	事務所数	選定業務数 (A)	改善勧告事項数 (B)	1 監査業務 当たり平均 (B/A)	改善勧告事項 が生じた業務 数と割合
限定事項付き結論 又は否定的結論	6 事務所	11 業務	134 件 (注1)	12.2 件	11 業務 (100%)
限定事項のない結論	49 事務所	147 業務	324 件	2.2 件	105 業務 (71%)
合 計	55 事務所 (注2)	158 業務	458 件	2.9 件	116 業務 (73%)

(注1) 134 件のうち限定事項付き結論等の原因となった改善勧告事項は 25 件です。

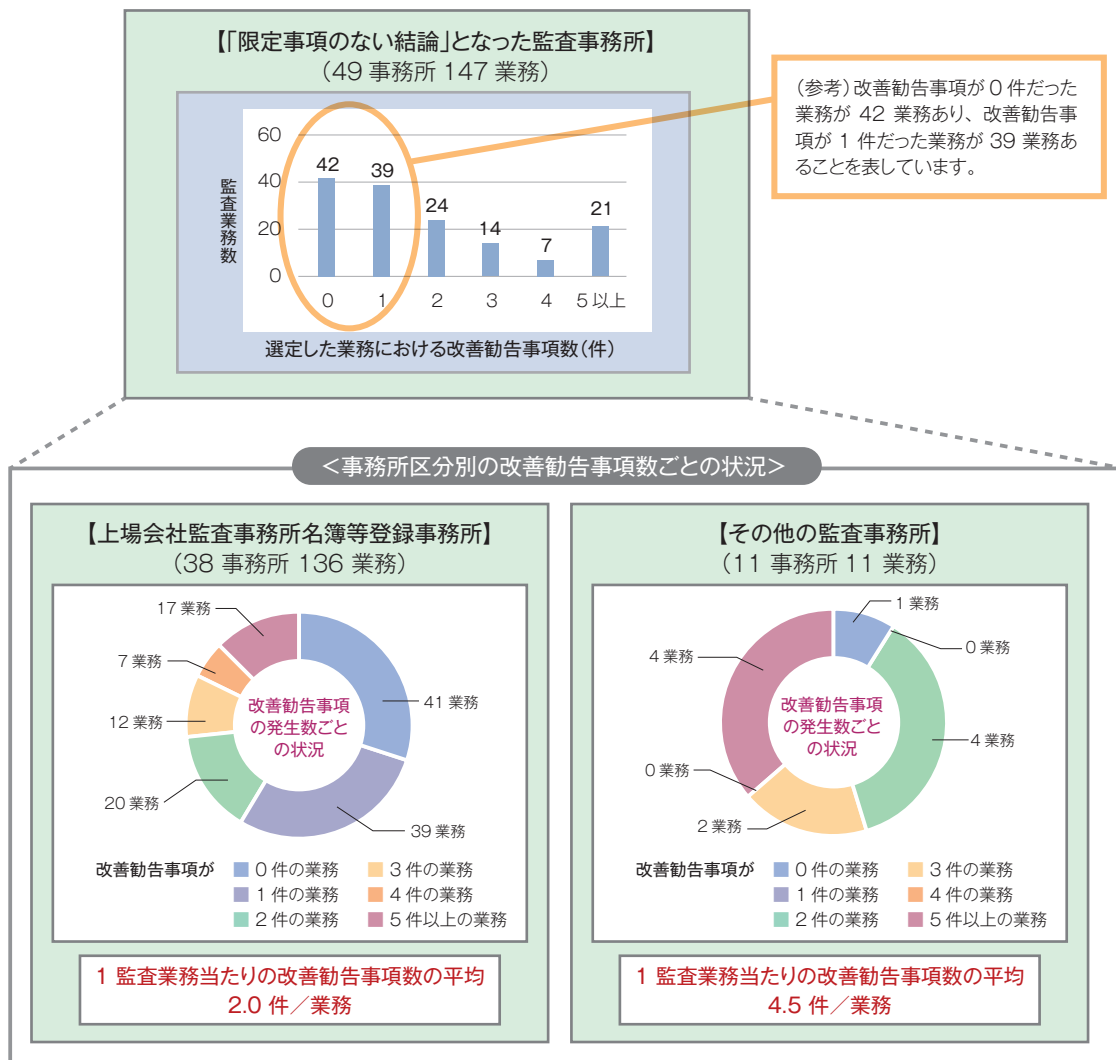
(注2) 品質管理レビュー報告書の交付が 2018 年度に繰り越された 1 事務所を含みます。また、品質管理レビュー報告書の交付が 2019 年度へ繰り越しとなった 2 事務所を除きます。



「限定事項のない結論」となった監査事務所における改善勧告事項の発生状況

「限定事項のない結論」となった監査事務所について、選定した各監査業務における改善勧告事項数ごとの状況は、以下のとおりです。

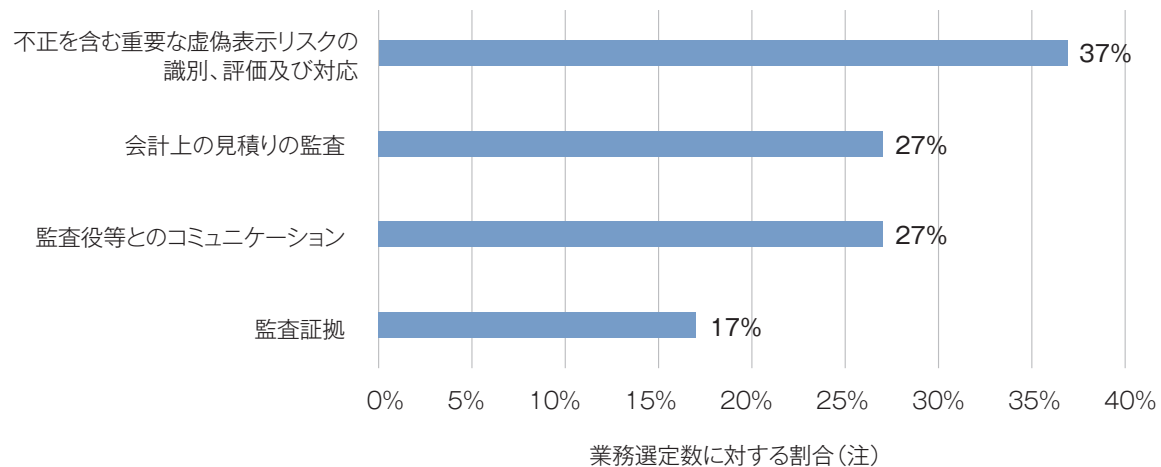
【選定した各監査業務における改善勧告事項数ごとの状況】



発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）

「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項について、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」、「会計上の見積りの監査」、「監査役等とのコミュニケーション」等です。

【発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）】



(注)「業務選定数に対する割合」= $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」}}{\text{「選定した監査業務数」}}$

改善勧告事項の事例

事例1 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応

<具体例>

監査人は、売上の発生及び売掛金の実在性について不正リスクがあると評価し、そのリスクへの対応手続として残高確認を実施している。その結果、確認依頼額と回答額との間に多額の差異が生じている得意先があるが、当該差異内容について追加的な監査手続を実施していない。

事例2 会計上の見積りの監査

<具体例>

監査対象会社は、債務超過に陥っている関係会社株式の評価について、5年以内に実質価額が取得原価まで回復すると判断し減損処理を行っていないが、監査人は将来年度の利益が右肩上がりとなっている事業計画の達成可能性を批判的に検討していない。

事例3 監査役等とのコミュニケーション

<具体例>

監査人は、以下の事項について、監査役等とコミュニケーションを実施していない。

- ・ 特別な検討を必要とするリスクの内容及び当該リスクを識別した理由
- ・ 日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果

❗ 改善勧告事項のより詳細な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

6 改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、当年度の品質管理レビューからは、監査事務所が作成する改善計画書に、全ての改善勧告事項を対象に「改善勧告事項となった原因」の記載を求めることとしました。

「改善勧告事項となった原因」には、さらに根本的な原因が存在している場合があります、複数の原因に共通する根本的な原因には、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケースが見受けられます。なお、品質管理レビューの結論が限定事項付き結論等の場合には、従前から改善計画書に「改善勧告事項となった原因及び根本的な原因」の記載を求めています。

レビューアーは、こうした改善勧告事項の発生原因や改善計画の策定について監査事務所と深度あるコミュニケーションを実施するなど、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行っています。

（1）改善勧告事項となった原因と対策

改善計画書に記載された「改善勧告事項となった原因」には以下のようなものがあります。

改善勧告事項	改善勧告事項となった原因
① 債務超過に陥っている関係会社株式の評価において、将来年度の利益が右肩上がりとなっている事業計画の達成可能性を批判的に検討していなかった。	監査対象会社の主張に対する 職業的懐疑心の不足
② 事業の多角化を進めている監査対象会社の売上について、売上の種類、取引形態ごとに、どのような不正リスクが発生するのかを具体的に検討していなかった。	監査基準の誤解や理解不足
③ 通常レビューにおいて、重要な不備が検出されているが、監査責任者は、監査調書の査閲等を通じて当該不備を是正できていなかった。	監査責任者による指示と監督 及び監査調書の査閲の不足

上記改善勧告事項に関する監査事務所の対策には以下のようなものがあります。

① 財務諸表に重要な影響を与える関係会社株式の評価にあたっては、職業的懐疑心を発揮し、経営者が使用した重要な仮定の合理性を含め、事業計画を批判的に検討する。
② 監査対象会社のビジネスをより深く理解した上で、その商流等を考慮し、不正に関連する監査基準等の要求事項に従い、起こり得る不正の態様を具体的に検討して、売上取引の種類・取引形態に適合したリスク対応手続を立案し実施する。
③ 監査責任者を変更した上で、新たな監査責任者が十分な監査時間を確保し、補助者に対する指示、監督を適時・適切に行うとともに、深度ある監査調書の査閲を実施する。

(2) 改善勧告事項となった根本的な原因と対策

改善計画書に記載された改善勧告事項となった根本的な原因と対策には以下のようなものがあります。

改善勧告事項

- | |
|---|
| ① 財務諸表に重要な影響を与える関係会社株式の評価に関して、関連する会計基準に適切に準拠しているか検討していなかった。 |
| ② 監査事務所の品質管理のシステムを適切に整備・運用していないことから、前年度の通常レビューにおける改善勧告事項に対する改善措置が実施されず、当年度の通常レビューにおいても、再指摘を含む多数の改善勧告事項が発見された。 |

原因

- ・ 会計基準及び監査基準の誤解や理解不足
- ・ 監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲の不足

分析の深耕

根本的な原因

- 監査業務の品質を重視する風土が監査事務所内に醸成されていない
- 監査品質の改善や向上について継続的な取組を行う姿勢が不足している
- 組織的な監査を実施する体制の整備が出来ていない

上記改善勧告事項に関する監査事務所の対策は、以下のとおりです。

- | |
|---|
| ① 専門要員に内部研修だけでなく、会計及び監査に関する外部研修への参加を促す。また、経験あるメンバーの主導により監査チーム内討議の深化を図るとともに、進捗状況を共有し、監査責任者による指示・監督を徹底する。 |
| ② 監査品質を重視する風土を醸成し、組織的な監査を実施する。 |

(3) 当協会の対応

当協会は、監査事務所と深度あるコミュニケーションの実施、監査業務に有用な研修の実施及び監査ツールの提供等によって、監査事務所の改善措置への取組に対して、指導機能を発揮しています。

一方、再指摘を含む多数の改善勧告事項が発見される等、改善措置が適切に実施されない上記(2)②のような監査事務所に対しては、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、品質管理レビューの結果に基づく措置を決定しています。また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を講じることにより、監督機能を発揮しています。

7 上場会社監査事務所登録制度

(1) 上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所登録制度を導入しています。

上場会社監査事務所名簿等には、監査事務所の概要のほか、品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要、懲戒処分等の情報が記載されています。なお、当協会では、上場会社監査事務所名簿等を当協会のウェブサイトで公開しています。

<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>

また、上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況（上場会社監査数等）を「(参考1) 上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況」に記載しています。

【当協会のウェブサイトで公開している上場会社監査事務所名簿等の開示例】

事務所名称	組織形態	代表者	所在地		品質管理レビュー実施状況	措置 懲戒 行政処分 勧告	その他	情報更新日
イロハカンサハウジン イロハ監査法人	法人	カンサ タロウ 監査 太郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	レビュー：2017/02 フォロー：2015/01 レビュー：2013/11	あり ※		2019/02/02
エービーシーカンサハウジン ABC監査法人	法人	カンサ ジロウ 監査 次郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	レビュー：2018/11 フォロー：2016/10 レビュー：2015/10			2019/02/02

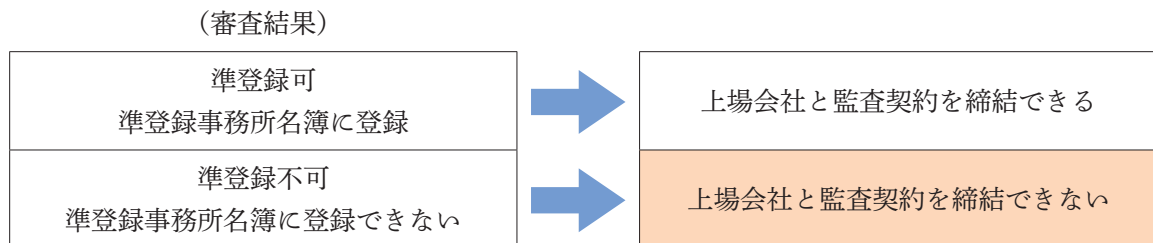
※「措置、懲戒、行政処分、勧告」欄に「あり」と表示されている場合、リンク先にその内容が掲示されます。

❗ 各証券取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならないとされています。また、新規の上場に際しての会計監査人は、上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち、品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならないとされています（東京証券取引所の場合、有価証券上場規程第205条第7号の2、第441条の3等）。

(2) 上場会社監査事務所名簿等への登録審査

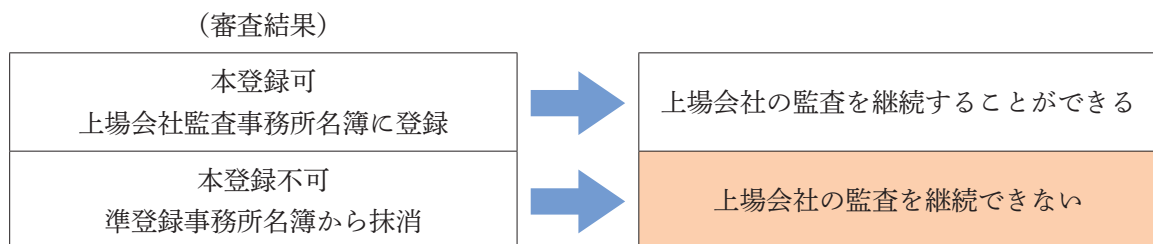
① 準登録審査

上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所が、新たに上場会社との監査契約を予定する場合は、準登録事務所名簿への登録を申請し、その後に審査が行われます。



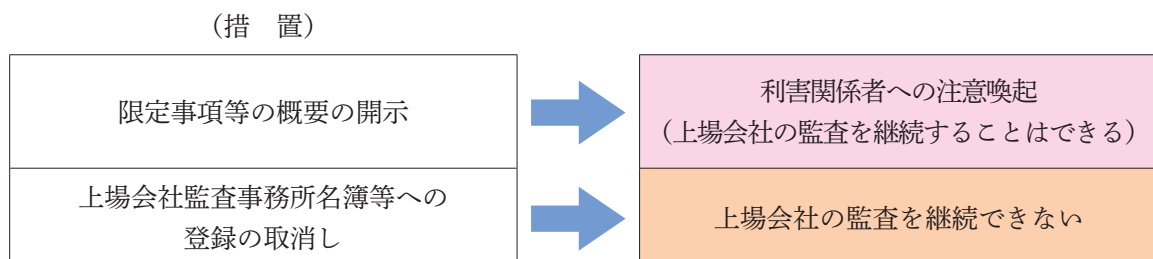
② 本登録審査

準登録事務所は、上場会社と監査契約を締結し監査を実施して監査報告書を提出した後、通常レビューを受け、この通常レビューの結果に基づき上場会社監査事務所名簿への本登録の審査が行われます。



(3) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置

上場会社監査事務所については、通常レビューを実施した結果に基づき「品質管理レビュー制度における措置」及び「上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置」の両方を決定します。上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置として、上場会社監査事務所名簿等への登録の取消しが決定された場合、当該監査事務所は、上場会社の監査を継続することができなくなります。



❗ 監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力、態勢を有していることが担保されるように、厳格に審査を行い、上場会社監査事務所名簿等への登録の可否及び登録事務所に対する措置を決定しています。

8 上場会社監査事務所名簿等の状況

2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの間に、登録審査を経て上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所は 9 事務所であり、上場会社との監査契約がなくなった等の理由により上場会社監査事務所名簿等の登録を抹消された監査事務所は 12 事務所です。

この結果、2019 年 3 月 31 日現在、上場会社と監査契約を締結することができる監査事務所は 131 事務所です。

なお、2018 年度の品質管理レビューの結果に基づき、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置が決定された監査事務所が 2 事務所ありました。

【上場会社監査事務所名簿等登録事務所の内訳】

(2019 年 3 月 31 日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
上場会社監査事務所名簿に登録されている 上場会社監査事務所（本登録事務所）	112 事務所	6 事務所	118 事務所
準登録事務所名簿に登録されている監査事務所 （準登録事務所）	8 事務所	5 事務所	13 事務所
上場会社監査事務所名簿等登録事務所計	120 事務所	11 事務所	131 事務所

9 品質管理審議会からの勧告事項への対応

品質管理審議会は、品質管理委員会及び上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の活動をモニタリングする機関です。品質管理委員会は、同審議会から 2018 年 6 月 4 日付けで「平成 29 年度品質管理委員会活動に関する勧告書」を受領しました。その勧告書に記載されている勧告事項に対する品質管理委員会の対応は、以下のとおりです。

勧告事項 1. 品質管理レビューの一層の充実

(1) 会長通牒平成 28 年第 1 号及び監査提言集（特別版）への対応状況の確認（継続）

2017 年度に引き続き、会長通牒等において特に留意すべきものとされた 7 項目を、当年度の重点的实施項目として採り上げ、監査事務所及び個別業務において対応が適切に行われているかを確認し、不十分な点があった場合は改善勧告事項とすることで、指導及び監督を実施しました。なお、当年度の通常レビューにおける重点的实施項目の結果については、「4.(3) ②当年度の重点的实施項目とレビュー結果」（16 ページ）をご参照ください。

(2) 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の確認（継続）

2017 年度に引き続き、会計監査懇談会提言を踏まえた 3 項目を、当年度の重点的实施項目として採り上げ、監査事務所の品質管理のシステムが適切かつ有効に整備・運用されているかを確認し、不十分な点があった場合は改善勧告事項とすることで、指導及び監督を実施しました。なお、当年度の通常レビューにおける重点的实施項目の結果については、「4.(3) ②当年度の重点的实施項目とレビュー結果」（16 ページ）をご参照ください。

(3) 慎重な品質管理レビューの審査及びレビューアーの能力の向上を目的とした取組の計画的な実施（新規）

品質管理レビューの審査をより慎重に実施するために、重要な案件については、特に監査事務所とのコミュニケーションを十分に行う他、レビューアー間のチェック体制の強化等、前年度に整備した体制を適切に運用しました。

また、レビューアーの能力の向上を目的として、レビューアー全体会議の開催頻度を高め、運営方針や改善勧告事例に関する意見交換と情報共有を充実させました。さらに、レビューアーに求められる技能や能力にフォーカスし、それぞれの研修目的を明確にした研修を実施しました。

(4) オフサイトモニタリングによる情報収集・分析の一層の強化と品質管理レビューの実効性の向上（新規）

オフサイトモニタリングによる情報収集・分析を一層強化するために、上場会社や監査事務所の情報を収集し、リスク評価を継続的に実施するためのプロジェクトチームの人員拡充等の体制整備を行いました。この施策を実行した結果、レビューチームは、より有用な情報を入手することが可能になり、レビュー対象業務の選定やレビュー計画における詳細分析等を効果的に実施するうえで、これらの情報を役立てています。

また、品質管理レビューの実効性向上に向けて、リスクに注力した通常レビューを実施するため、現行の上場会社監査事務所部会に専門スタッフを配置した上で、上場会社及び上場会社監査事務所に関する積極的な情報収集・分析を行い、レビューや個別案件審査に情報提供する体制を整備するなどオフサイトモニタリングを強化するとともに、通常レビューの主要事項（頻度、結論、改善勧告事項への対応）の見直しを行うことについて、2019 年 7 月の定期総会で品質管理レビュー制度等に関する会則等の変更を審議する予定です。

勧告事項 2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知徹底

(1) 日本公認会計士協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への積極的な周知活動（継続）

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動として、以下を実施しました。

- 通常レビュー対象監査事務所、上場会社の監査役等及び機関投資家に向けた 2017 年度の品質管理レビュー制度や活動状況の概要をまとめた冊子「品質管理レビューの概要」の配布
- 当協会のウェブサイトでの「品質管理レビュー制度」の項目における制度の概要等に関する情報の発信
- 品質管理レビューの事例について資本市場関係者、特に監査人のコミュニケーションの対象となっている監査役等に伝えることを主眼として、「平成 29 年度 品質管理レビュー事例解説集」の新規作成及び当協会のウェブサイトでの発信
- 「月刊監査役」（2018 年 8 月号）への品質管理レビュー制度に関する寄稿（表題「日本公認会計士協会における品質管理レビュー制度等の概要（平成 29 年度）」）
- 公益社団法人日本監査役協会主催の講演会における「品質管理レビューの事例解説」をテーマにした講演の実施（2019 年 2 月）

10 今後の行動計画

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度（以下「品質管理レビュー制度等」という。）は、現行の制度及び体制においても、当協会の自主規制機能として一定の成果を挙げていると考えられます。しかしながら、我が国を代表する株式会社における近年の不正会計事案などを契機として、改めて公認会計士監査の信頼性が問われている状況にあります。かかる状況の下、当協会では、自主規制全体の組織体制及び品質管理レビュー制度等の在り方について検討を行ってまいりました。この検討結果を受けて、当協会の自主規制に係る組織体制及び品質管理レビュー制度等に関する会則等の変更を行うべく、2019年7月の定期総会で審議することを予定しています。

品質管理委員会としては、品質管理レビュー制度等の改正論点及び改正内容を踏まえ、2019年度から実行可能なものについては早期に対応するとともに、2020年度の品質管理レビューでの運用に向けて体制を構築していきます。

1. 当協会の自主規制に係る組織体制について

自主規制に係る組織体制検討プロジェクトチームを設置し、自主規制機関としての説明責任をより一層果たし、かつ会員に対する不利益の発生リスクを低減するなど、自主規制機能の向上のための組織の在り方を検討しました。

当協会の自主規制に係る組織体制の主な改正論点は、以下のとおりです。

- (1) 品質管理レビュー制度等のモニタリング機関である「品質管理審議会」及び個別案件審査制度のモニタリング機関である「監査業務モニター会議」の発展的解消と、その機能を引き継ぐ「自主規制モニター会議」の設置
- (2) 品質管理レビュー制度における不服審査機関である「上場会社監査事務所登録・措置不服審査会」及び個別事案審査制度における不服審査機関である「不服審査会」を一つの機関として、各制度に係る関係会員からの申立ての審査機能を担う「適正手続等審査会」の設置

2. 品質管理レビュー制度等について

2016 年 11 月に品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームを設置し、公認会計士監査を取り巻く現在の環境を踏まえ、当協会の自主規制機能の中核である品質管理レビュー制度等が果たすべき役割と、そのために必要な枠組・制度・取組等の具体的な事項を検討しました。

品質管理レビュー制度等の主な改正論点は、以下のとおりです。

(1) 品質管理レビュー制度関係

- ① 通常レビューの種類
- ② 通常レビューの頻度
- ③ 通常レビューの結論と改善勧告事項への対応
- ④ 改善勧告事項の改善状況の確認方法
- ⑤ 品質管理レビュー制度上の措置の決定基準
- ⑥ 特別レビューの実施要件

(2) 上場会社監査事務所登録制度関係

- ① 上場会社監査に関する情報収集・分析
- ② 新たに上場会社の監査を希望する監査事務所に対する審査
- ③ 上場会社監査事務所名簿における重要な不備事項の開示

(参考1) 上場会社監査事務所名簿等に登録されている 監査事務所の概況

上場会社監査事務所名簿等に登録されている 131 監査事務所の概況は、以下のとおりです。

(1) 上場会社監査数に基づく内訳

上場会社監査数を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

(2019 年 3 月 31 日現在)

上場会社監査数	事務所数	構成比	上場会社監査数合計	構成比
100 社以上	5 事務所	3.8%	2,847 社	76.1%
20 ～ 99 社	8 事務所	6.1%	392 社	10.5%
10 ～ 19 社	14 事務所	10.7%	189 社	5.0%
10 社未満	104 事務所	79.4%	315 社	8.4%
合 計	131 事務所	100.0%	3,743 社	100.0%

(2) 所属公認会計士等（公認会計士以外のその他の監査実施者を 含む。）の数に基づく内訳

監査事務所に所属している公認会計士等の数（常勤者及び非常勤者の合計）を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

(2019 年 3 月 31 日現在)

所属公認会計士等の 数	事務所数	構成比	所属公認会計士等 の数合計	構成比
1,000 人以上	4 事務所	3.1%	19,451 人	79.0%
100 ～ 999 人	7 事務所	5.3%	2,268 人	9.2%
20 ～ 99 人	60 事務所	45.8%	2,197 人	8.9%
20 人未満	60 事務所	45.8%	697 人	2.8%
合 計	131 事務所	100.0%	24,613 人	100.0%

(参考 2) 上場会社の会計監査人の異動状況

当協会は、金融商品取引法等に基づく会計監査人の異動理由の開示がより充実したものとなるように、具体的な異動理由を把握するとともに、品質管理レビューの実施過程において会計監査人と意見交換を行っています。

(1) 会計監査人の異動件数

2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの期間の、証券取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示(以下「適時開示」という。)から当協会が把握した会計監査人の異動は 115 件になります。なお、当該件数には監査法人の合併による異動 55 件を含めておりません。以下の表は、前任監査人及び後任監査人の監査事務所の規模別に、会計監査人の異動状況をまとめたものです。

【会計監査人の異動状況】

		前任監査人		
		大手 4 監査法人	大手 4 監査法人以外	合 計
後任監査人	大手 4 監査法人	26 件	2 件	28 件
	大手 4 監査法人以外	50 件	37 件	87 件
	合計	76 件	39 件	115 件

115 件の会計監査人の異動のうち、大手 4 監査法人が前任監査人であった件数は 76 件と全体の過半数を占めていますが、その一方で、大手 4 監査法人が後任監査人となった件数は 28 件となりました。

(2) 会計監査人の異動理由

会計監査人の異動理由には、例えば、会計処理に関して会社と会計監査人との意見の不一致が原因の場合等、株主や投資家にとって極めて重要な情報もあるため、金融商品取引法に基づく臨時報告書及び金融商品取引所の適時開示制度などにより、会計監査人の異動理由を開示することとされています。しかしながら、開示された異動理由を見ると「任期満了」による交代とするケースが多く、金融庁に設置された「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」から 2019 年 1 月に公表された報告書において、監査人の任期が通常 1 年で終了することからすれば、このような記載は交代理由の開示として不適切と指摘されています。

当協会としては、会計監査人の異動理由の開示の充実に向けて、上場会社監査事務所が当協会へ提出している「登録事務所概要書変更事項届出書」(以下「届出書」という。)に具体的な異動理由の記載を求め、その内容を適時に把握しています。

以下の表は、2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までに生じた会計監査人の異動のうち、2019 年 4 月 30 日までに前任監査人及び後任監査人から届出書の提出があった 85 件の会計監査人の異動について、そこに記載されている会計監査人の異動理由を集計したものです。

【登録事務所概要書変更事項届出書に記載された会計監査人の異動理由】

会計監査人の異動理由（複数選択可）	回答件数	
	前任監査人	後任監査人
(1) 連結グループでの監査人統一	10 件	10 件
(2) 海外展開のため国際的ファームへ交代	1 件	4 件
(3) 監査人の対応の適時性や人員への不満	2 件	27 件
(4) 監査報酬	40 件	33 件
(5) 継続監査期間	11 件	13 件
(6) 監査期間中に直面した困難な状況	2 件	0 件
(7) 会計・監査上の見解相違	2 件	1 件
(8) 会計不祥事の発生	5 件	5 件
(9) 企業環境の変化等による監査リスクの高まり	4 件	3 件
(10) その他	12 件	8 件
合 計	89 件	104 件

(注) 会計監査人の異動理由は複数選択することができるため、会計監査人の異動件数 85 件と上記の回答件数の合計とは一致しません。

回答件数を見ると、前任監査人及び後任監査人ともに異動理由として「監査報酬」を最も多く挙げており、また両者の回答件数が最も大きく乖離しているのは「監査人の対応の適時性や人員への不満」になります。一方、上記 85 件の会計監査人の異動について、適時開示では「任期満了」のみを挙げているケースが 52 件と最も多く、その他に「継続監査期間」や「連結グループでの監査人統一」を挙げているケースがあります。なお、上記 52 件の「任期満了」に対して、前任監査人及び後任監査人の届出書で最も多く選択されている回答項目は、「監査報酬」になります。

第 2 部

詳細編

1 品質管理レビュー制度

(1) 品質管理レビュー制度の概要

品質管理レビュー制度は、監査業務の公共性に鑑み、当協会の会員による監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、監査事務所が行う監査の品質管理の状況を、当協会がレビューする制度であり、公認会計士法の下で当協会の自主規制として運用されています。

品質管理レビューでは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況について、監査事務所の定めた品質管理のシステムが、「監査に関する品質管理基準」等の品質管理の基準に適合して適切かつ十分に整備されているか（品質管理のシステムの整備状況）、また、その品質管理のシステムが有効に運用されているか（品質管理のシステムの運用状況）という観点から、品質管理のシステムの整備状況を評価し、当該品質管理のシステムの運用状況を試査の方法によって確かめています。

また、品質管理レビューの実施に当たっては、当協会の会則、規則等に基づき、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等に準拠して行うこととされています。

なお、品質管理レビュー制度については、「品質管理レビュー制度Q & A」において詳細な説明を行っていますのでご参照ください。

(参考)

国際会計士連盟（IFAC）理事会は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント（以下「SMO」という。）1-7」を制定しており、加盟団体は、SMOに定められる要求事項を履行するための行動を明示し、実行する義務を有しています。SMO1「品質保証」には、監査等の保証業務等を行う事務所に対する品質保証レビュー・システムに関する加盟団体への要求事項が定められています。

当協会は、国際会計士連盟に加盟しており、日本における品質管理レビューにおいても、SMO1を遵守して実施することが要求されています。

(2) 品質管理レビュー制度の変遷

品質管理レビュー制度及び関連する法令・制度等の主な変遷は、以下の表のとおりです。

年度	品質管理レビュー制度	関連する法令・制度等
1999 年度	・ 自主規制としての品質管理レビュー開始（大規模監査法人のみにフル・レビュー） ・ 品質管理レビューの性格を「指導的又は教育的性格」とする	品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続の公表
2001 年度	上場会社を監査している監査事務所にフル・レビューを開始	
2004 年度	公認会計士法の下で制度として位置づけられる	公認会計士・監査審査会の設置（改正公認会計士法の施行）
2005 年度	・ 品質管理レビューの性格を「指導的性格」に変更 ・ レビュー対象監査事務所の拡大（公認会計士法上の大会社等）に対応するため、レビューアーを 9 人から 20 人に増員	監査に関する品質管理基準の制定
2007 年度	上場会社を監査している監査事務所にフォローアップ・レビューを開始したため、レビューアーを 20 人から 29 人に増員	上場会社監査事務所登録制度導入
2010 年度		東京証券取引所等の有価証券上場規程等の改正（上場会社に上場会社監査事務所名簿等に登録している監査事務所による監査を義務付け）
2011 年度	・ 信用金庫等監査事務所のレビュー開始 ・ 品質管理委員会に外部委員制度導入	
2012 年度		監査における不正リスク対応基準の制定
2015 年度	・ 品質管理レビューの性格を「指導及び監督」に変更 ・ 品質管理レビュー制度内に品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置制度を新設 ・ 機動レビュー及び特別レビューの新設	会長通牒平成 28 年第 1 号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」等の公表
2016 年度	品質管理レビューの強化策を安定的に実施するためレビューアーを 30 人から 40 人に増員	

(3) 品質管理レビューの性格

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

(4) 品質管理レビューの種類

品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理の状況を対象として、定期的又は機動的に実施する通常レビューと、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を対象として、臨時的に実施する特別レビューがあります。

【品質管理レビューの種類】

レビューの種類	レビューの目的	レビュー対象 監査事務所	実施の頻度	
通常 レビュー	監査事務所全体の品質管理の状況の確認	公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所	定期的	【定期レビュー】 3年に1度 (大手監査法人は2年に1度)
			機動的	【機動レビュー】 定期レビューを補完する必要があると判断される場合
特別 レビュー	①特定の監査業務の品質管理の状況の確認 ②監査事務所の特定分野に係る品質管理の状況の確認	監査契約を締結している全ての監査事務所	臨時的	監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合

(注1) 通常レビュー又は特別レビューを実施した結果、改善勧告事項がある場合には、翌年度に改善措置の実施状況を確認（フォローアップ・レビュー）しています。

(注2) 2018年度において、特別レビューの実施はありません。

(5) 品質管理レビューの対象となる監査事務所

監査業務に係る契約を締結している監査事務所の全てが品質管理レビューの対象となります。しかしながら、当協会の社会に対する責任と品質管理レビューの実効性を考慮し、公認会計士法上の大会社等（注）及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している通常レビューを受けなければならない監査事務所を、品質管理レビューの対象の中核として運用することとされており、これ以外の監査事務所は、特別レビューを実施する場合にレビュー対象となることがあります。

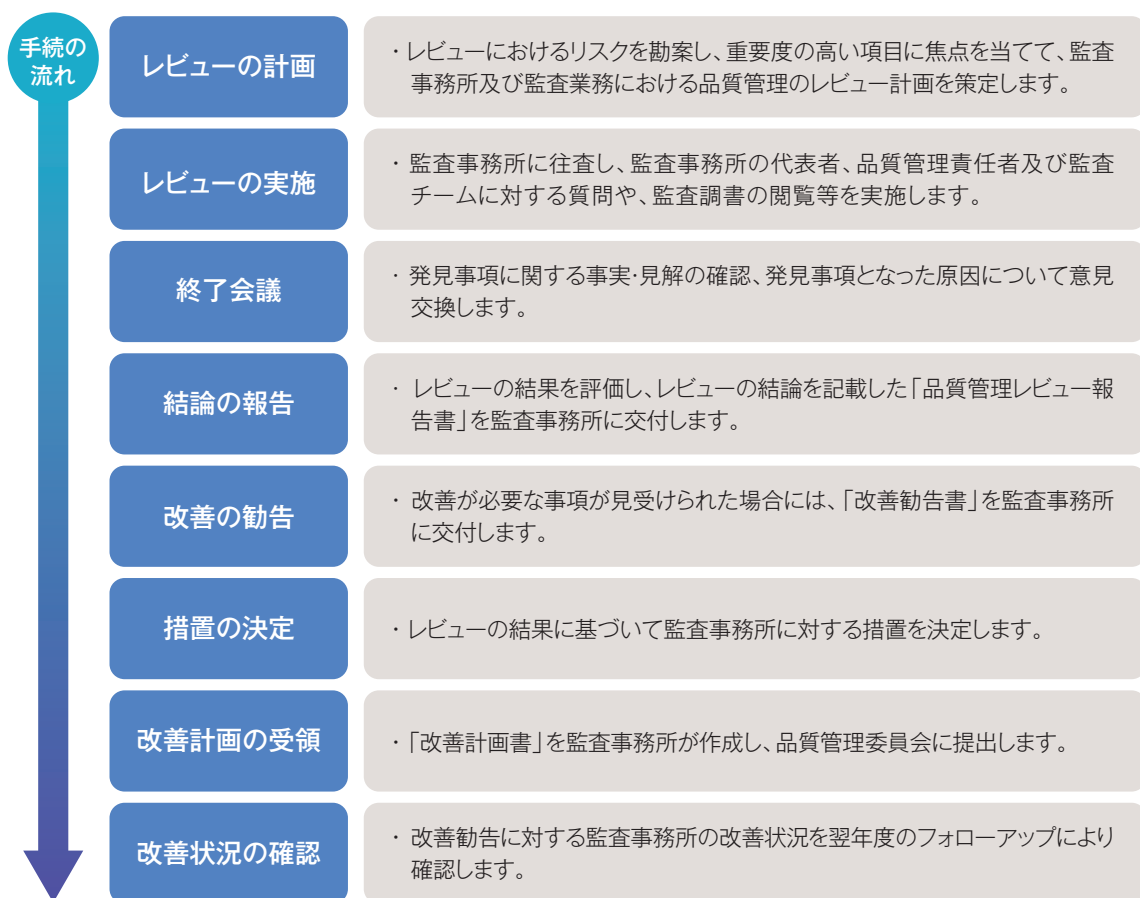
（注）上場会社及び一定規模以上の会社法監査を受けている会社等

(6) 通常レビューの対象となる監査業務

通常レビューの対象として選定する監査業務は、基本的に公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等に係る監査業務です。ただし、監査事務所の規模、業務内容等の監査事務所の状況（又は特性）から、通常レビュー対象会社等から選定した監査業務だけでは監査事務所全体の品質管理のシステムの運用状況を評価するには十分でないと認められる場合には、その他の会社等に係る監査業務を追加して選定することがあります。

(7) 品質管理レビュー（通常レビュー）の業務の流れ

通常レビュー（翌年度のフォローアップまで含む。）の業務の具体的な流れは、以下のとおりです。



レビューチームは、会則、規則等に基づき、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に準拠し、監査事務所と十分な意見交換を行い、レビューを実施しています。

なお、品質管理審査部会はレビューチームのレビューの結果等について審査し、品質管理委員会は品質管理審査部会の審査結果に基づき品質管理レビュー報告書等を審議・承認しています。また、限定事項付きの結論（極めて重要な準拠違反の懸念あり）・否定的結論となる場合等には、品質管理特定事案検討部会における検討も行われています。

(8) 品質管理レビュー（通常レビュー）の結論

通常レビューの結果は、品質管理レビューの結論として品質管理レビュー報告書に記載されます。品質管理レビューの結論には、「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」の3種類があります。また、通常レビューの実施対象となる事項の一部又は全部について、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に基づく主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により、品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されません（結論の不表明）。

【品質管理レビューの結論の種類と内容】

品質管理レビューの結論の種類	内 容
限定事項のない結論	通常レビューを実施した結果、以下のア.とイ.の両方が認められた場合に表明されます。 ア. 監査事務所の定めた品質管理のシステムには、品質管理の基準に適合していない重要な事項は見受けられない。 イ. レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項は見受けられない。
限定事項付き結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明されます。
否定的結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があり、かつ、通常レビューを実施した個別業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合に表明されます。

(9) フォローアップ・レビューの確認結果

フォローアップ・レビューの確認結果には、①「改善の不十分な事項のない確認結果」、②「改善の不十分な事項のある確認結果」の2種類があります。なお、フォローアップ・レビューは前回の通常レビュー又は特別レビューにおいて監査事務所から提出された改善計画書に記載の改善措置の状況を確認するものであり、フォローアップ・レビュー実施時点の監査事務所の品質管理の状況について結論を表明するものではありません。

(10) 品質管理の状況のレビューの結果に基づく措置

品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき、レビューを受けた監査事務所に対して措置が決定されます。措置の種類には、注意、嚴重注意及び監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告があります。

当該監査事務所が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所である場合は、品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の種類に応じて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置として、以下の①又は②が決定されます。

- ① 品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示
- ② 上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し

【品質管理レビュー制度（通常レビュー）における措置制度】

品質管理レビューの結論等 (措置の原因となる事実)		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ ・レビュー／レ ビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ ・レビュー／レ ビュー (改善不十分)
レビュー 拒否・非協力	措 置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
	上場会社監査 事務所名簿等	登録の取消し (名簿からの抹消)		
否定的結論を表明する 原因となった事項	措 置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
	上場会社監査 事務所名簿等	登録の取消し (名簿からの抹消)		
限定事項付き結論（極 めて重要な準拠違反の 懸念あり）を表明する 原因となった事項	措 置	厳重注意	辞退勧告	辞退勧告
	上場会社監査 事務所名簿等	開示	登録の取消し (名簿からの抹消)	
限定事項付き結論を表明する原因となった事項	措 置	注意	厳重注意	辞退勧告
	上場会社監査 事務所名簿等		開示	登録の取消し (名簿からの抹消)
限定事項のない結論 における改善勧告事項	措 置		注意	厳重注意
	上場会社監査 事務所名簿等			開示

(注) 品質管理レビューの結論等の各項目のうち、上段は、品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づいて決定される措置を示し、下段は、上場会社監査事務所名簿等への登録に関して決定される措置を示しています。

【品質管理レビュー制度（特別レビュー）における措置制度】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 (改善不十分)	レビュー3回目 (改善不十分)
レビュー 拒否・非協力	措 置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
改善勧告事項	措 置	なし	注意	厳重注意

(11) 品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

当協会は、監査事務所が自らの品質管理のシステムの整備・運用状況の概要について、自主的かつ積極的に情報開示を充実・強化することが監査の品質及び透明性の向上に資すると考え、2018年7月に品質管理委員会規則の一部変更等を行い、監査事務所が以下の事項を第三者に開示することを可能としました。

- 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付
- フォローアップ・レビューが実施された場合にあっては、フォローアップ・レビュー報告書の日付
- 品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置
- フォローアップ・レビューの実施結果及びその結果に基づく措置
- 監査事務所における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無並びに当該事項がある場合にあってはその内容の要約及び監査事務所の対応状況

なお、品質管理レビュー報告書等は、原則として第三者に開示することはできません。

(12) その他

① 品質管理レビューの結果に関する監査役等とのコミュニケーション

監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」において、少なくとも公認会計士法上の大会社等、会計監査人設置会社又は信用金庫等の監査の場合、監査人は、品質管理レビューの結果に関して以下の事項を監査役等に伝達することが求められています。

- 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付
- 品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置
- 限定事項付き結論又は否定的結論の場合にはその理由
- 監査事務所又は個別の監査業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無とその内容の要約（個別の監査業務における品質管理に係る限定事項及び改善勧告事項については、その領域及び全般的な傾向）及び監査事務所の対応状況
- 当該会社の監査業務がレビュー対象業務として選定されたかどうか

（注）下線部の記載は、2019年2月の監査基準委員会報告書260の改正により、2019年4月1日以後監査事務所が受領した品質管理レビューの結果を監査役等に伝達する場合に適用されます。

（当該会社の監査業務がレビュー対象として選定された場合）

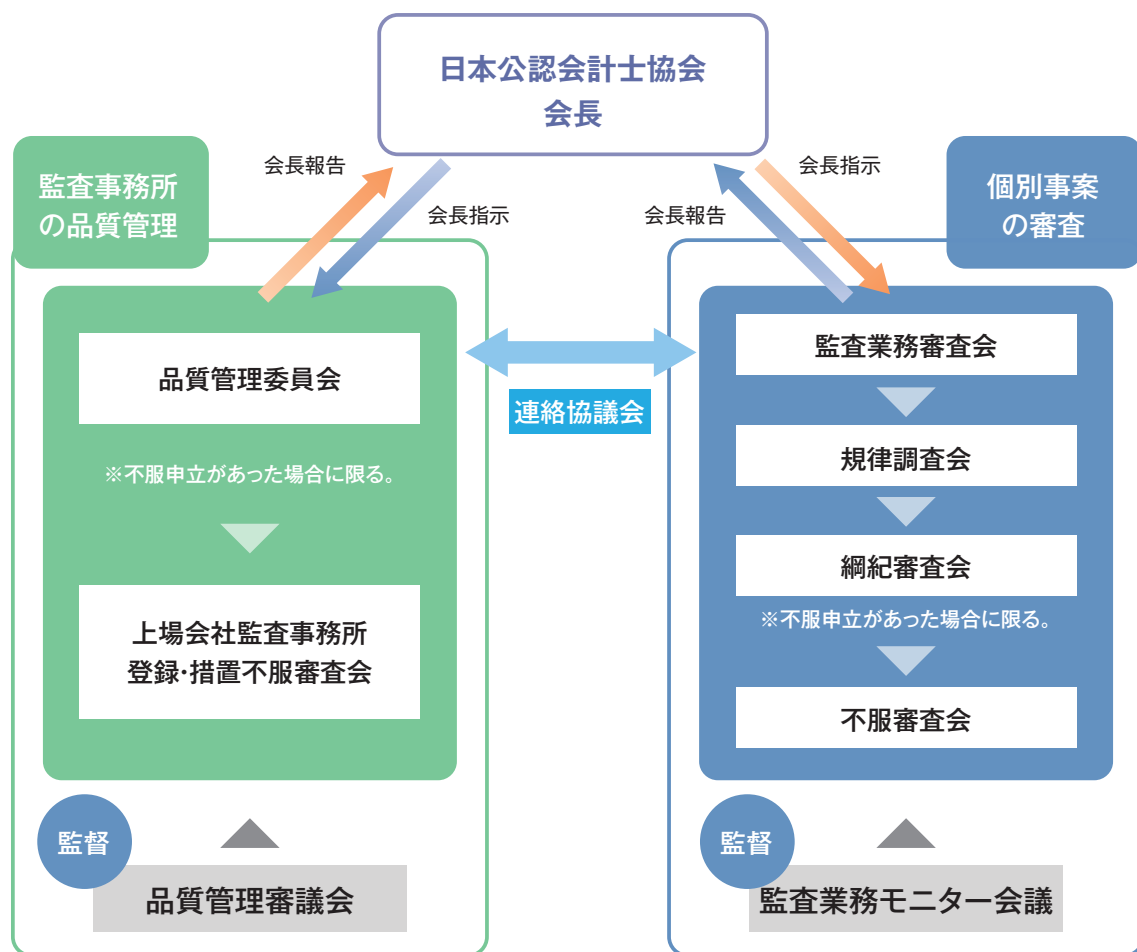
- 当該個別業務における限定事項及び改善勧告事項の有無及びその内容の要約
- 当該個別業務における改善勧告事項への対応状況

特別レビュー、フォローアップ・レビューの実施結果についてもコミュニケーションの対象となります。

② 品質管理委員会と監査業務審査会等との連携

当協会の自主規制の取組のうち、品質管理委員会による品質管理レビュー制度と監査業務審査会、規律調査会及び綱紀審査会による個別事案の監査業務審査制度は、それぞれの制度の目的が異なるため、基本的にはそれぞれの会則に基づいて運営されています。しかしながら、監査事務所の品質管理体制と個別監査業務における監査意見の妥当性には関連性が見られることもあり、当協会は、監査業務の品質改善のためには両者の連携が有効と考え、「監査業務審査会等と品質管理委員会との連絡協議会」を通じた定期的な情報交換を実施し、両者が連携して監査業務の品質向上に努めています。

【品質管理委員会と監査業務審査会等の関係】



ア. 品質管理レビューの結果の会長への報告

品質管理委員会は、品質管理の状況のレビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その旨を会長に報告しています。

品質管理委員会から報告を受けた会長は、監査業務審査会又は規律調査会に調査を指示し、調査の結果に基づき必要な場合は勧告を行っています。

イ. 会則第139条第3項に基づくレビュー

監査業務審査会は、その調査する案件に関し、監査事務所の品質管理体制に重大な問題があると認められる事項を発見した場合には、会則第139条第3項に基づいて、その旨を会長に報告しています。

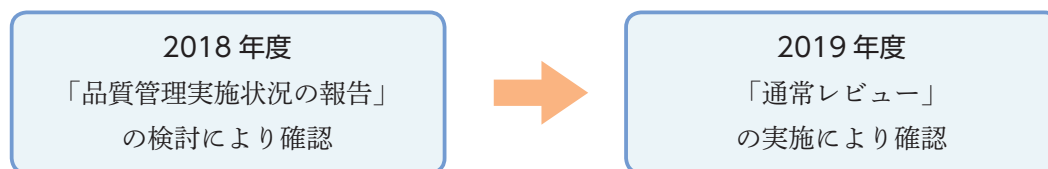
監査業務審査会から報告を受けた会長が、品質管理委員会に対し品質管理レビューの実施を指示した場合には、品質管理レビューを実施しています。

③ 品質管理実施状況の報告制度

品質管理委員会は、通常レビュー対象会社等と監査契約を締結しているものの、過去3年以内に品質管理レビューを受けていない監査事務所から、品質管理実施状況の報告書の提出を受け、監査事務所の品質管理の実施状況を確認しています。また、必要と認めた場合には監査事務所に赴いて確認することもできることとなっています。

【品質管理実施状況の報告と品質管理レビューの関係】

(例) 2019年3月期の監査契約を2018年9月末までに締結している場合



2

品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係

当協会は、2004年度から公認会計士法に基づき、公認会計士・監査審査会に対して、品質管理レビューの状況報告を行い、また、公認会計士・監査審査会からモニタリングを受けています。

(1) 品質管理レビュー結果の報告

当協会は、公認会計士法第46条の9の2第2項に従い、各月分の「品質管理レビューに関する月次報告書」及び「品質管理レビューに関する年次報告書」を公認会計士・監査審査会に提出しています。

(2) 公認会計士・監査審査会によるモニタリング

公認会計士・監査審査会による以下のようなモニタリングが行われます。また、その過程で当協会は公認会計士・監査審査会からの質問に回答しています。

審 査	公認会計士・監査審査会は、当協会からの報告を受け、主として、当協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適正に行われているかを確認します。
検 査	公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるときは、監査事務所（監査事務所の監査業務に関係のある被監査会社等を含む）に対して検査を行います。また、当協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認められるときは、当協会に対しても検査を行います。
勧 告	審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は当協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告します。

(3) 品質管理レビューと公認会計士・監査審査会の検査の実施概要

品質管理レビューの実施事務所に対応する公認会計士・監査審査会の検査の実施状況は以下の表のとおりです。

当協会による品質管理レビューの実施概要				
年度（注）	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
レビューアー数	30人	40人	40人	39人
通常レビュー実施事務所数	83事務所	101事務所	96事務所	56事務所
フォローアップ・レビュー実施事務所数	67事務所	55事務所	62事務所	80事務所

（注）品質管理レビューの実施年度は、毎年4月から翌年3月までです。

公認会計士・監査審査会による検査の実施概要			
品質管理レビュー実施年度 + 1年	2016年度 （注）	2017年度	2018年度
検査官数	33人	33人	34人
検査実施事務所数	12事務所	9事務所	9事務所

（注）2016年7月から事務年度（7月～翌年6月）に変更しています。（2016年度は2016年4月～6月分の実績を含む。）

（出典）「公認会計士・監査審査会の活動状況（令和元年5月）」

(4) 公認会計士・監査審査会との意見交換等

2018年度は、上記のほか、公認会計士・監査審査会と以下のような点に関して、実務者レベルで意見交換を実施しました。

- ・有効な改善・監査の品質の向上につながる品質管理レビューの在り方
- ・品質管理レビュー実施結果の開示拡充策の検討状況
- ・報酬依存度に係るセーフガードの運用上の課題等

また、以下の講師派遣等を実施しました。

- ・公認会計士・監査審査会の主催する研修会への講師の派遣
- ・公認会計士・監査審査会の主催する研修会へのレビューアーの参加

3 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

(1) 品質管理レビューの計画

① 2018年度の重点的实施項目

通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的实施項目は、前年度に引き続き、以下の事項としました。

- ・会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼性回復に向けた監査業務への取組」及び監査提言集（特別版）「財務諸表監査における不正への対応」への対応状況
- ・監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況

② 2018年度の通常レビュー計画の策定における主な留意事項

当年度の品質管理レビューの対象とする監査事務所の選定及び監査事務所ごとの通常レビューの実施計画の策定に当たり留意した主な事項は、以下のとおりです。

● 情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視

レビュー実施前における監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析をさらに強化し、大規模な上場会社の監査に対する監査事務所のリスク管理の状況を確認することにレビューの重点を置くとともに、通常レビューの対象とする個別業務の選定においても、大規模な上場会社を重視して選定しました。

● 通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化

当年度は、前年度に引き続き、通常レビューにおけるリスク・アプローチを強化する一環として、個別業務の規模やリスクの状況に応じたレビューアーの選任や、レビューアーが識別したリスクが高いと判断した領域を重点的にレビューすることにより、深度のあるレビューを実施することに留意しました。

● 監査事務所との深度あるコミュニケーション

改善勧告事項の発生原因の究明と有効な改善措置の策定について監査事務所と深度あるコミュニケーションを行いました。

また、全ての監査事務所の改善計画書に、改善勧告事項が生じた原因の記述を求めることで、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行いました。

● 機動レビューの実施

前年度に通常レビューを実施した結果、品質管理レビュー報告書において「限定事項付き結論」が表明されたことなどを受けて、継続して指導することが必要と判断した14監査事務所（前年度は24事務所）については、前回のレビューから3年を経過していませんが当年度に機動レビューを実施しました。機動レビューの対象事務所数が減少したのは、主に「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が2016年度の17事務所に対して、2017年度は9事務所へ減少

したことによります。

● レビュー対象監査業務の追加選定

監査事務所の規模、業務内容等の監査事務所の状況（又は特性）から、通常レビュー対象会社等から選定した監査業務だけでは監査事務所全体の品質管理のシステムの運用状況を評価するには十分でないと認められた2事務所（前年度は16事務所）においては、通常レビュー対象会社等以外のその他の会社等から2業務（前年度は17業務）を追加選定しました。なお、その他の会社等から追加選定した個別業務における契約種別の内訳は以下の表のとおりです。

（単位：監査業務）

追加選定した個別業務における契約種別	前年度	当年度
会社法監査	10	—
学校法人監査	4	1
その他の法定監査	1	1
その他の任意監査	2	—
合 計	17	2

（2）通常レビューの実施状況及び実施結果

① 通常レビューの実施状況

当年度の通常レビュー対象監査事務所の総数及び通常レビュー実施監査事務所数を、前年度と比較すると以下の表のとおりです。

【通常レビュー対象監査事務所の総数】

（単位：監査事務所）

	前年度	当年度
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	142	139
その他の監査事務所	55	59
合 計	197	198

（注）各年度の4月1日現在における通常レビュー対象監査事務所数です。

【通常レビュー実施監査事務所数】

(単位：監査事務所)

	前年度	当年度
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	67	42
その他の監査事務所	29	14
合 計	96	56

② 通常レビューの実施結果

当年度の通常レビューの実施結果は、以下の表のとおりです。

【通常レビューの実施結果】

(単位：監査事務所)

		前年度繰越監査事務所数	当年度実施監査事務所数 (注2)	計	レビュー報告書交付監査事務所数	当年度繰越監査事務所数
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	前年度以前	1 (1)	－ (－)	1 (1)	1 (1)	－ (－)
	当年度	－ (－)	42 (10)	42 (10)	40 (8)	2 (2)
	小計	1 (1)	42 (10)	43 (11)	41 (9)	2 (2)
その他の監査事務所	前年度以前	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	当年度	－ (－)	14 (4)	14 (4)	14 (4)	－ (－)
	小計	－ (－)	14 (4)	14 (4)	14 (4)	－ (－)
合 計	前年度以前	1 (1)	－ (－)	1 (1)	1 (1)	－ (－)
	当年度	－ (－)	56 (14)	56 (14)	54 (12)	2 (2)
	小計	1 (1)	56 (14)	57 (15)	55 (13)	2 (2)

(注1) 前年度繰越監査事務所数及び当年度通常レビュー実施監査事務所数のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、()内に内数で記載しています。

(注2) 当年度通常レビュー実施監査事務所数のうち会則139条第3項に基づく機動レビューが、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に2件含まれています。

通常レビューにおけるレビュー報告書交付監査事務所（55 事務所）のレビューの結論の種類別内訳は、以下の表のとおりです。

【通常レビューにおける結論の種類別内訳】

（単位：監査事務所）

	前年度				当年度			
	限定事項 のない 結論	限定事項 付き 結論	否定的 結論	計	限定事項 のない 結論	限定事項 付き 結論	否定的 結論	計
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	63 (15)	5 (2)	－ (－)	68 (17)	38 (9)	1 (－)	2 (－)	41 (9)
その他の監査事務所	25 (3)	4 (4)	1 (－)	30 (8)	11 (2)	3 (2)	－ (－)	14 (4)
合 計	88 (18)	9 (6)	1 (－)	98 (25)	49 (11)	4 (2)	2 (－)	55 (13)

（注1）通常レビューにおけるレビュー報告書交付監査事務所数のうち、機動レビューによるレビュー報告書交付監査事務所数については、（ ）内に内数で記載しています。

（注2）繰越監査事務所については、レビュー報告書交付年度に含めて表示しており、当年度に品質管理レビュー報告書が審議・決定された繰越監査事務所数は、「限定事項のない結論」が1事務所（前年度1事務所）、「限定事項付き結論」「否定的結論」は該当がありませんでした（前年度は「限定事項付き結論」が2事務所）。

③ 通常レビューの実施結果の評価

当年度は通常レビューを実施した監査事務所が前年度から大幅に減少したため、単純に比較はできないものの、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」が表明された監査事務所数は前年度の10事務所から当年度は6事務所へ減少しました。

これは前年度に「限定事項付き結論」及び「否定的結論」が表明された8事務所（前々年度以前からの繰越除く）のうち5事務所において、監査品質の改善が進み当年度に「限定事項のない結論」や「改善の不十分な事項のない確認結果」となったことによります。

なお、監査人交代によりレビュー対象外となったのが1事務所、前年度に引き続き「限定事項付き結論」が表明されたのは2事務所となりました。一方、当年度新たに「限定事項付き結論」又は「否定的結論」が表明されたのは4事務所です。

「限定事項付き結論」や「否定的結論」が表明された監査事務所に共通するのは、監査品質を重視する風土が醸成されていない、組織的な監査を実施する体制が整備されていないといった根本的な原因から、監査責任者による指示と監督及び査閲並びに審査が有効に機能していない、定期的な検証を実施していないなど、監査事務所としての品質管理に不備があり、その結果として個別業務においても会計上の見積りの監査や不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、複数の改善勧告事項が生じていることです。

(3) 重点的实施項目の実施結果

当年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書を交付した54事務所において重点的実施項目を確認した結果は、以下のとおりです。

① 会長通牒平成28年第1号及び監査提言集（特別版）への対応状況

昨今の度重なる会計不祥事は監査の信頼を揺るがすものであり、当協会は、公認会計士監査の信頼回復のため、2016年1月27日に会長通牒平成28年第1号を公表し、会員に対し、監査の実施に当たっては厳正な態度で臨まなければならない、職業的専門家として真摯に監査業務に取り組むことを強く要請しました。当年度の通常レビューにおいては、会長通牒平成28年第1号で特に留意すべきものとされた7項目を重点的実施項目として採り上げました。

通常レビューの結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

（単位：監査事務所）

重点的実施項目	前年度	当年度
1. リスク・アプローチに基づく監査	8	4
2. 職業的専門家としての懐疑心	10	4
3. 経営者による内部統制を無効化するリスク	13	19
4. 会計上の見積りの監査	23	14
5. 監査チーム内の情報共有	4	9
6. 審査	2	1
7. 監査時間・期間の確保	—	2

（注）複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

前年度に引き続き多くの監査事務所が改善勧告を受けた「4. 会計上の見積りの監査」では、繰延税金資産の回収可能性、のれんを含む固定資産の減損、関係会社株式の評価に係る改善勧告事項が多く、また、棚卸資産の評価、貸倒引当金、工事進行基準等、会計上の見積りに関するその他の領域からも幅広く改善勧告事項が生じています。具体的な内容としては、会長通牒で求められている、経営者が使用した仮定に対して批判的に検討する姿勢の不足や、過年度の見積りと確定値等の比較・検討不足などがあります。

同じく改善勧告を受けた監査事務所数が多い「3. 経営者による内部統制を無効化するリスク」では、抽出された仕訳入力に対する詳細テスト等が未実施、仕訳データ合計と試算表の整合性の確認など網羅性の検討が未実施、不正リスクシナリオの検討が不十分といった改善勧告が多くありました。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、フォローアップ・レビュー時にその改善状況について確認を行っています。

② 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況

「会計監査懇談会提言」等を踏まえ、以下の3項目を重点的实施項目として採り上げ、これらが適切かつ有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、当該3項目について改善勧告事項があった監査事務所は以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

重点的实施項目	前年度	当年度
1. 監査業務の品質を重視する風土	—	2
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営	5	5
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	2	1

(注) 複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

当年度に「限定事項付き結論」又は「否定的結論」となった監査事務所のうち、5事務所が「監査事務所のガバナンスや組織運営」について改善勧告を受けています。いずれも監査事務所の品質管理のシステムが広範囲にわたって適切に整備・運用されていないことから、品質管理レビューにおいて多数の改善勧告事項が生じているものです。このうち2事務所については「監査業務の品質を重視する風土」の項目にも該当しています。

また、1事務所が、審査担当者を選任する過程で客観性が保持されているかを検討していなかったため、「専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任」について改善勧告を受けています。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、機動レビュー時にその改善状況について確認を行っています。

(4) フォローアップ・レビューの実施状況及び実施結果

当年度のフォローアップ・レビュー実施監査事務所数及びレビュー報告書交付監査事務所数を、前年度と比較すると以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

	前年度		当年度	
	実施監査事務所数	レビュー報告書交付監査事務所数	実施監査事務所数	レビュー報告書交付監査事務所数
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	47 (2)	47 (2)	53 (1)	53 (1)
その他の監査事務所	15 (1)	15 (1)	27 (1)	27 (1)
合 計	62 (3)	62 (3)	80 (2)	80 (2)

(注) 再フォローアップ・レビューを () 内に内数で記載しています。

フォローアップ・レビューにおける確認結果別内訳は、以下の表のとおりです。

【フォローアップ・レビューにおける確認結果別内訳】

(単位：監査事務所)

	前年度			当年度		
	改善の 不十分な 事項なし	改善の 不十分な 事項あり	計	改善の 不十分な 事項なし	改善の 不十分な 事項あり	計
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	45 (2)	2 (－)	47 (2)	51 (1)	2 (－)	53 (1)
その他の監査事務所	14 (1)	1 (－)	15 (1)	25 (1)	2 (－)	27 (1)
合 計	59 (3)	3 (－)	62 (3)	76 (2)	4 (－)	80 (2)

(注) 再フォローアップ・レビューを () 内に内数で記載しています。

なお、フォローアップ・レビューでは、前年度の通常レビューで改善勧告事項の対象となった重点的实施項目について、当該改善勧告事項が生じた監査業務以外の業務でも監査の実施状況を確認しています。この結果、改善勧告を受けた監査事務所数は該当ありませんでした（前年度2事務所）。

(5) 会長への報告の状況及び品質管理レビューの実施結果に基づく措置

① 会長への報告

品質管理の状況のレビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その旨を会長に報告します（会則第123条第4項）。

（単位：監査事務所）

	前年度	当年度
否定的結論を表明する場合	1（－）	2（－）
極めて重要な準拠違反の懸念がある限定事項付き結論を表明する場合	4（2）	2（－）

（注）前年度以前からの繰越監査事務所数は、（ ）内に内数で記載しています。

② 措置の決定

品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所は、以下の表のとおりです。

（単位：監査事務所）

品質管理レビューの結論等	措置	前年度	当年度
		（注1・2）	
否定的結論	辞退勧告	1（－）	2（2）
限定事項付き結論	辞退勧告（改善不十分）	2（－）	2（－）
	厳重注意	2（1）	－（－）
	厳重注意（改善不十分）	1（－）	－（－）
	注意	4（4）	2（1）
	小 計	9（5）	4（1）
限定事項のない結論における改善勧告事項	注意（改善不十分）	10（7）	6（4）
合 計		20（12）	12（7）

（注1）品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所のうち、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対するものは、（ ）内に内数で記載しています。

（注2）当年度に措置の決定を受けた監査事務所数には、2017年度からの繰越監査事務所が、「注意」に1事務所含まれています。（前年度には「厳重注意」に2事務所含まれています。）

（注3）品質管理レビューの結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合があります。このため、上記表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しません。

品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の種類別の総数は以下の表のとおりです。

(単位：措置数)

措置の種類	前年度	当年度
辞退勧告	3	5
厳重注意	6	5
注意	22	13
合 計	31	23

(6) レビュー時間の実績情報

2016年度からレビューアーを30人から40人へ増員し、監査事務所及び個別監査業務のリスク評価に応じた深度あるレビューを実施しています。2018年度はレビューアー39人体制で実施しました。当年度は、通常レビュー実施監査事務所数が減少していますが、レビュー業務総時間数が増加する結果となりました。この要因としては、オフサイトモニタリングの強化という当年度の方針に基づき、事前の詳細分析等に注力したことなどが挙げられます。

なお、2016年度以降のレビュー業務総時間、監査事務所直接業務時間等は、以下の表のとおりです。

	2016年度	2017年度	2018年度
監査事務所直接業務時間	35,804	35,114	35,829
(うち大手監査法人)	(11,072)	(8,421)	(14,063)
(大手監査法人選定数)	(3)	(2)	(3)
レビュー業務総時間	65,958	69,652	73,239
レビューアー人数	40人	40人	39人

(7) 監査事務所に対する必要な改善措置の指導

通常レビューの往査時に発見した事項については、その場で必要な改善措置を指導するとともに、発見事項となった原因及び根本的な原因についても、最高経営責任者や品質管理責任者と協議を実施し、意見交換をしています。また、通常レビューの往査後も必要に応じて、監査事務所の見解の確認や改善計画書への記載内容について指導しています。

なお、品質管理委員会は、通常レビューを実施した監査事務所に対する改善勧告事項のうち、主要なものを「品質管理レビュー事例解説集」として編纂し、一般に公表しています。また、この事例解説集は、当協会の実施する研修会の教材、継続的専門研修制度の指定教材として利用されています。監査責任者を始めとする監査業務に携わる全ての会員等は当協会から公表される改善勧告事例等を有効に活用し、監査の品質の維持、向上を図ることが期待されます。

(8) 品質管理レビューに係る実務運用

① 異議の申立て制度

品質管理レビュー報告書（案）及び改善勧告書（案）を交付された監査事務所が、自らの主張が十分に検討されていないと思料するときは、限定事項付き結論又は否定的結論の場合に限って、品質管理審査部会による調査を求める申立てを行うことができる制度です。なお、前年度及び当年度において異議の申立てはありませんでした。

② 品質管理レビューご意見受付窓口

品質管理レビューの問題点を認識するとともに、将来の制度・運用の改善につなげ、ひいては品質管理レビューの適正性・実効性を向上させるため、品質管理レビューの実施・運営に係る一般的事項に関する意見等を広く受け付ける「品質管理レビューご意見受付窓口」（電子メールアドレス（qc-opinion@jicpa.or.jp））を開設しています。

(9) その他の活動状況

① 上場会社監査事務所登録制度の厳格な運用

上場会社監査事務所名簿等に登録された事務所が、上場会社を監査するのに十分な能力、態勢を有していることが担保されるよう、品質管理レビューの実施を通じて監査事務所の品質管理に対する意識の向上を図り、登録の可否や措置の決定を厳格に行いました。

② 「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」における提言への対応

「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」（2018年1月15日付け）に記載されている提言について、以下のような項目に関する具体的な施策を実施しました。

2018年度の通常レビュー計画における施策

- ・ 情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視
- ・ 通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化
- ・ 監査事務所との深度あるコミュニケーション

上記以外の施策

- ・ 公認会計士・監査審査会との実務者レベルでの定期的な意見交換
- ・ レビューアー研修などの品質管理レビューの質を確保するための諸施策
- ・ 品質管理レビューで認識した当協会の課題に対する関係部署へのフィードバック
- ・ 品質管理レビュー制度の概要について冊子の配布やウェブサイトでの情報発信等
- ・ 品質管理レビューの事例に関する事例解説集のウェブサイトでの情報発信・研修実施
- ・ 品質管理レビュー結果の概要を自主的に第三者に開示することができる制度の新設
- ・ 2019年7月の定期総会での審議に向けて品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームを設置し、品質管理レビュー制度の改正を検討

③ 監査品質の向上に向けた監査事務所の良い取組の事例の収集

当年度のレビューにおいて改善勧告事項が少なかった監査事務所における、監査品質の向上に資する良い取組の事例として、以下のものがありました。

- ・ 監査チームは、企業及び企業環境を理解するために、監査対象会社の経営者だけでなく、主要な事業部門、開発部門及び法務部門などの責任者と複数回のディスカッションを行い、その内容を監査計画に反映している。
- ・ 監査責任者が自ら在外子会社に往査し現地の情報を収集することで、企業及び企業環境を深く理解するとともに、現地の会計監査人と特別な検討を必要とするリスクについて具体的なリスク対応手を協議している。
- ・ 監査計画の審査を、当初の立案時に加え、企業及び企業環境に大きな変化が生じた場合や期末日前など、複数回受けている。また、監査意見審査の前に、監査チーム内で監査上の重要項目について、監査手続を十分に行ったのかどうか、また監査調書の記述内容に不足が生じていないかどうか点検を行っている。

④ 品質管理レビューに関するアンケート調査

2017年度品質管理レビューに関するアンケート調査について、調査結果の評価を行い、上記(9)②の施策を検討する際の参考としました。

2018年度も品質管理レビューに関するアンケート調査を行っており、今後の品質管理レビューの実施・運営の改善の参考にしていきます。

⑤ 「品質管理実施状況の報告書」の検討及び個別相談会の開催

1. (12)③に記載のとおり、通常レビュー対象会社と監査契約を締結しているものの、過去3年以内に品質管理レビューを受けていない監査事務所が実施する品質管理の状況を把握するため、「品質管理実施状況の報告書」の提出を受けました。また、併せて提出を求めている「品質管理のシステムに関する質問書(QCQ300)」への回答内容を分析・検討した上で、「品質管理実施状況の報告書」の内容について審査し承認しました(品質管理委員会規則第6条第1項、品質管理委員会運営細則第9条第1項、品質管理実施状況の報告に関する要領第3条)。当年度に「品質管理実施状況の報告書」を提出した監査事務所は14事務所であり、このうち9事務所に対して、品質管理レビューに関する個別相談会を開催し、監査の品質管理に関する指導を実施しました。

⑥ 中小監査事務所の品質管理の向上に資する支援

中小監査事務所連絡協議会が開催した以下の研修会について、品質管理レビューアーが講師を務める、又は研修資料に意見を述べるなど中小監査事務所の品質管理の向上に資するように支援を行いました。

- ・ 監査基準委員会報告書 600「グループ監査」について
- ・ 監査業務における IT への対応
- ・ 監査事務所における情報セキュリティ
- ・ 品質管理レビューにおける金融機関監査に係る改善勧告事例について

⑦ IT 委員会と品質管理レビューアーとの意見交換

当協会の監査 IT 実務指針検討専門委員会と品質管理レビューアーの間で、以下の項目について意見交換を行いました。

品質管理レビューの過程で識別される IT 関連手続の課題

- ・ 通常レビューにおける主な課題と当期の取組
- ・ 中小監査事務所における IT 監査の状況

監査事務所における情報セキュリティと IT 投資

- ・ 中小監査事務所における情報セキュリティに関する状況
- ・ サイバーセキュリティへの対応
- ・ 次世代の監査に向けた IT 投資

⑧ 監査人交代理由に関する意見交換の実施

当協会は、金融商品取引法等に基づく会計監査人の異動理由の開示がより充実したものとなるように、具体的な異動理由を把握するとともに、品質管理レビューの実施過程において会計監査人と意見交換を行っています。

なお、金融庁に設置された「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」から 2019 年 1 月に公表された報告書において、監査人の任期が通常 1 年で終了することからすれば、会計監査人の異動理由を「任期満了」とする記載は交代理由の開示として不適切と指摘されています。

4 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューの結果生じた改善勧告事項数の当年度と前年度の状況は、以下のとおりです。

【改善勧告事項の発生内訳】

年 度	レビュー 報告書交付 事務所	うち改善勧告 事項が生じた 事務所	選定した 監査業務	改善勧告事項		
				監査事務所 における 品質管理	監査業務 における 品質管理	計
当年度	55 事務所	50 事務所	158 業務	59 件	458 件	517 件
前年度	98 事務所	93 事務所	225 業務	98 件	768 件	866 件

通常レビューを実施した監査事務所は、各年度によって異なり、また、当年度のレビュー報告書交付事務所数は前年度から大幅に減少しているため、改善勧告事項数等を前年度と比較することは、必ずしも合理的ではありませんが、改善勧告事項の傾向を把握するため、監査事務所における品質管理と監査業務における品質管理に分けて、改善勧告事項の発生状況等について前年度との比較を行っています。

(1) 監査事務所における品質管理

「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項は、以下の表のとおりです。

【改善勧告事項の発生状況（監査事務所における品質管理）】

レビューの結論	上場会社監査事務所名簿 等登録事務所	レビュー報告書 交付事務所数 (A)	改善勧 告事項数 (B)	1 事務所当たり 平均 (B/A)
	上場会社監査数			
限定事項のない 結論となった 監査事務所	100 社以上	3	1	0.3
	20 ～ 99 社	2	0	—
	10 ～ 19 社	5	4	0.8
	10 社未満	28	9	0.3
	小計①	38	14	0.4
	その他の監査事務所②	11	12	1.1
	計（①+②）	49	26	0.5
限定事項付き結論、否定的結論となった 監査事務所		6	33	5.5
当年度計		55	59	1.1

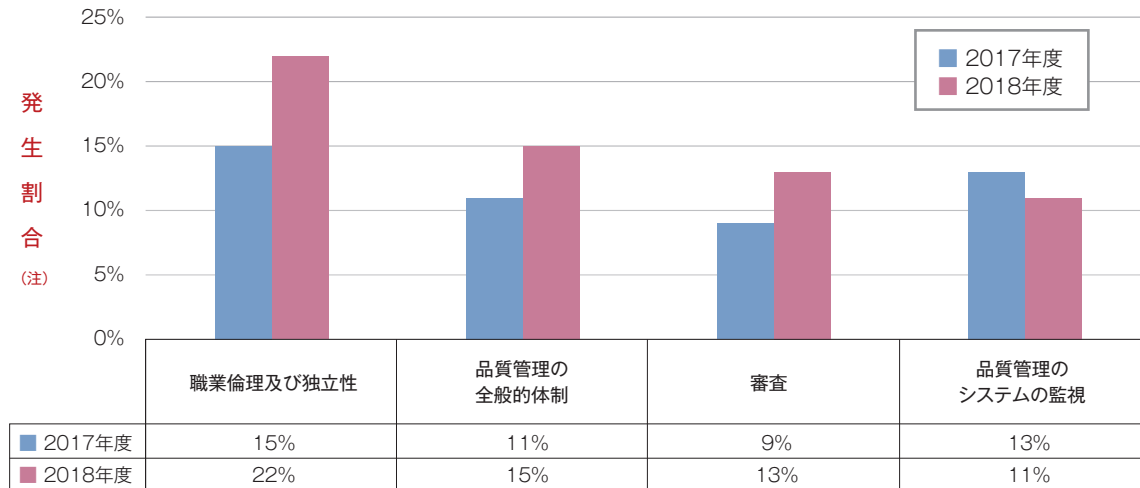
<参考> 前年度の改善勧告事項の発生状況

前年度計	98	98	1.0
------	----	----	-----

発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）

「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項について、改善勧告事項の発生割合が高い項目は「職業倫理及び独立性」、「品質管理の全般的体制」等であり、2017年度と同様の項目が上位になっています。

【発生割合の高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）】



(注)「発生割合」＝ $\frac{\text{「各項目で改善勧告事項が生じた監査事務所数」}}{\text{「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」}}$

改善勧告事項の具体的な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください

(2) 監査業務における品質管理

「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項は、以下の表のとおりです。

【改善勧告事項の発生状況（監査業務における品質管理）】

レビューの結論	上場会社監査事務所名簿等登録事務所	事務所数	選定業務数(A)	改善勧告事項数(B)	1業務当たり平均(B/A)	改善勧告事項が生じた業務数と割合
	上場会社監査数					
限定事項のない結論となった監査事務所	100社以上	3	59	65	1.1	35
	20～99社	2	16	29	1.8	11
	10～19社	5	21	54	2.6	18
	10社未満	28	40	127	3.2	31
	小計①	38	136	275	2.0	95
	その他の監査事務所②	11	11	49	4.5	10
	計(①+②)	49	147	324	2.2	105
限定事項付き結論、否定的結論となった監査事務所		6	11	134	12.2	11
当年度計		55	158	458	2.9	116 (73%)

<参考>前年度の改善勧告事項の発生状況

前年度計	98	225	768	3.4	165 (73%)
------	----	-----	-----	-----	-----------

選定した各監査業務における改善勧告事項の状況は、以下の表のとおりです。

【選定した監査業務における改善勧告事項数ごとの内訳】

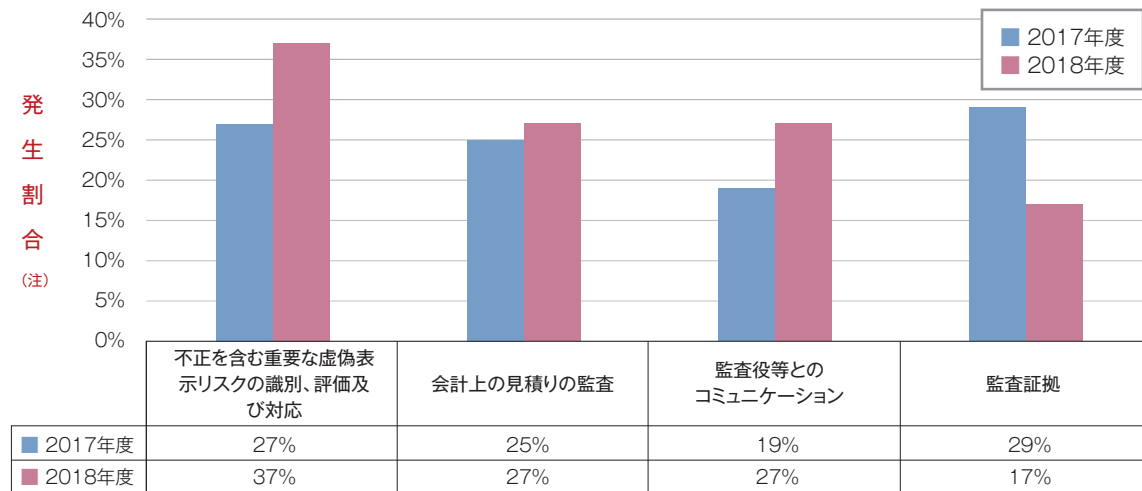
レビュー の結論	上場会社 監査事務所名簿 等登録事務所	事務 所数	選定 業務数 (A)	(A) について改善勧告事項数ごとの内訳（業務数）						
				改善勧告事項数						計
	上場会社 監査数			0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件～	
限定事項の ない結論 となった監 査事務所	100 社以上	3	59	24	21	7	4	2	1	59
	20 ～ 99 社	2	16	5	3	4	1	2	1	16
	10 ～ 19 社	5	21	3	7	3	3	1	4	21
	10 社未満	28	40	9	8	6	4	2	11	40
	小計①	38	136	41	39	20	12	7	17	136
	その他の 監査事務所②	11	11	1	0	4	2	0	4	11
	計（①+②）	49	147	42	39	24	14	7	21	147
限定事項付き結論、否定的 結論となった監査事務所		6	11	0	1	0	2	1	7	11
合 計		55	158	42	40	24	16	8	28	158
			割合	27%	25%	15%	10%	5%	18%	100%

(参考) 例えば、上場会社監査数100社以上の監査事務所では、選定した監査業務59業務のうち改善勧告事項が0件だった業務が24業務あり、改善勧告事項が1件だった業務が21業務あることを表しています。

発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）

「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項について、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」、「会計上の見積りの監査」、「監査役等とのコミュニケーション」等であり、概ね2017年度と同様の項目が上位になっています。

【発生割合の高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）】



(注)「発生割合」＝ $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」}}{\text{「選定した監査業務数」}}$

改善勧告事項の具体的な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

5 改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）

品質管理レビュー報告書において限定事項付き結論が付されている等の場合に、監査事務所は、改善計画書にレビューアーと監査事務所の最高経営責任者等との意見交換を踏まえて、「改善勧告事項となった原因及び根本的な原因」を記載しています。

また、当年度からは監査事務所が作成する改善計画書に全ての改善勧告事項を対象に「改善勧告事項となった原因」の記載を求めることとしました。

レビューアーは、こうした改善勧告事項の発生原因や改善計画の策定について監査事務所と深度あるコミュニケーションを実施するなど、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行っています。

（1）全ての改善勧告事項を対象に記載される「改善勧告事項となった原因」

改善計画書に記載された「改善勧告事項となった原因」には以下のようなものがあります。

- ・ 監査対象会社の主張に対する職業的懐疑心の不足
- ・ 監査基準の誤解や理解不足
- ・ 監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲の不足

具体的な事例は、以下のとおりです。

事例1 職業的懐疑心の不足（関係会社株式の評価）	
監査対象会社は、債務超過に陥っている関係会社株式の評価について、5年以内に実質価額が取得原価まで回復すると判断し減損処理を行っていないが、監査人は将来年度の利益が右肩上がりとなっている事業計画の達成可能性を批判的に検討していなかった。	
原因	監査対象会社の主張に対する職業的懐疑心が不足していたため、将来年度の利益が右肩上がりとなっているような事業計画に関して、経営者が使用した重要な仮定の合理性について批判的な検討が不十分となった。
改善措置	財務諸表に重要な影響を与える関係会社株式の評価にあたっては、職業的懐疑心を発揮し、経営者が使用した重要な仮定の合理性を含む事業計画を批判的に検討する。

事例2 監査基準の誤解や理解不足（収益認識）

監査対象会社は、事業の多角化を進めており、取引形態やリスクの異なる複数のビジネスを営んでいる。かかる状況において、監査人は、売上全体を単一の商流として、不正リスク（特別な検討を必要とするリスク）を識別しており、売上の種類、取引形態又はアサーションごとに、どのように不正リスクが発生するのかを具体的に検討していなかった。

原因

監査対象会社のビジネスの理解が不十分であったこと及び不正に関連する監査基準等の理解が不足していたため、売上に関して、その種類や取引形態ごとに不正リスクのシナリオを検討していなかった。

改善措置

監査対象会社のビジネスをより深く理解した上で、その商流等を考慮し、不正に関連する監査基準等の要求事項に従い、起こり得る不正の態様を具体的に検討した上で、売上取引の種類・取引形態に適合したリスク対応手続を立案し実施する。

事例3 指示と監督及び監査調書の査閲並びに審査

通常レビューにおいて、特別な検討を必要とするリスクに関する監査手続について重要な不備が検出されているが、監査責任者は、監査調書の査閲等を通じて当該不備を是正できていなかった。また、審査においても当該不備を指摘できておらず、審査も有効に機能していなかった。

原因

監査責任者は、査閲に必要な監査時間を確保するなどの監査計画を立案しておらず、結果として監査手続を実施した補助者の監督、監査調書の査閲が不十分となっていた。

より高い専門性が求められる監査業務において経験が十分ではない者が審査を担当していた。

改善措置

監査責任者を変更した上で、新たな監査責任者が十分な監査時間を確保し、監査業務を適時に指示、監督するとともに、深度ある監査調書の査閲を実施する。

審査においては、高い専門性が求められる監査業務の審査担当者を経験豊富な者に変更する。

上記のような改善勧告事項に対する監査事務所の改善措置の立案や改善に向けた取組に対して、当協会では、レビューアーによる指導のほかに、当協会の本部及び地域会において監査業務の遂行に有用な研修を実施し、中小監査事務所に対しては研修を通じて監査ツール等の提供を行うなど、監査事務所における監査業務の適切な遂行を支援するための施策を実施しています。

（2）限定事項付き結論等の場合に記載される「改善勧告事項となった根本的な原因」

改善勧告事項となった原因には、さらにその原因を生じさせている根本的な原因が存在している場合があり、複数の原因を生じさせている共通した根本的な原因としては組織的な監査を実施する体制や監査事務所の風土が問題となっているケースが見受けられます。

具体的な事例は以下のとおりです。

事例1 組織的な監査を実施する体制	
監査対象会社は、財務諸表に重要な影響を与える関係会社株式の評価において、実質価額が取得原価の50%相当額まで回復すると見込まれることをもって、当該関係会社株式に係る減損処理を不要としているが、監査人は、当該判断の合理性に関して適用される財務報告の枠組みにおいて要求される事項に適切に準拠しているか検討していなかった。	
原因	監査チームは、関連する会計基準の理解が不足していたことから、監査対象会社の主張が、適用される財務報告の枠組みに準拠したものと誤認していた。また、監査責任者による適時かつ適切な監査調書の査閲を含め、監査チームに対する指導・監督が不足していた。
根本的な原因	監査チーム内の役割分担が明確になっていないなど、組織的な監査を実施する体制が整備されていなかった。 最近の会計基準及び監査基準で求められる水準に関する理解及び知識が不足していた。
改善措置	経験あるメンバーの主導により監査チーム内の討議内容の深化を図るとともに、監査チーム各人の進捗状況をチーム内で共有し、監査責任者及び監査チーム内でより経験のある者から他のメンバーへの指示・監督を徹底する。 当協会主催のリフレッシュセミナー等の会計及び監査に関する研修への参加を専門要員に促す。
事例2 監査品質を重視する風土	
監査事務所の品質管理のシステムを適切に整備・運用していないことから、前年度の通常レビューにおける改善勧告事項に対する改善措置が実施されず、当年度の通常レビューにおいても、再指摘を含む多数の改善勧告事項が発見された。	
原因	監査事務所の責任者が品質管理を組織的に行い、自ら品質管理状況を確認する意識及び自覚が不足していた。
根本的な原因	監査事務所において品質を重視する風土を醸成しておらず、組織的な監査を実施する体制の整備ができていなかった。
改善措置	品質を重視する風土を醸成し、組織的な監査を実施する。

当協会は、監査業務に有用な研修の実施や監査ツールの提供等によって、監査事務所の改善措置への取組に対して、指導機能を発揮しています。

一方、再指摘を含む多数の改善勧告事項が発見される等、改善措置が適切に実施されない上記(2)事例2のような監査事務所に対しては、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、品質管理レビューの結果に基づく措置を決定しています。また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を講じることにより、監督機能を発揮しています。

6 上場会社監査事務所登録制度

上場会社を監査する監査事務所の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、2007年に上場会社監査事務所登録制度を導入し、当協会の品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置しました。これにより、上場会社を監査する監査事務所は、会則により上場会社監査事務所名簿等への登録申請が義務付けられています。

品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否や同部会の登録事務所に対する措置を審議・決定します。この登録の可否及び措置の決定に当たっては、会計監査懇談会提言の施策である「日本公認会計士協会の自主規制機能の強化」への取組の一つとして、上場会社監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力、態勢を有していることが担保されるよう、厳格な審査を行っています。

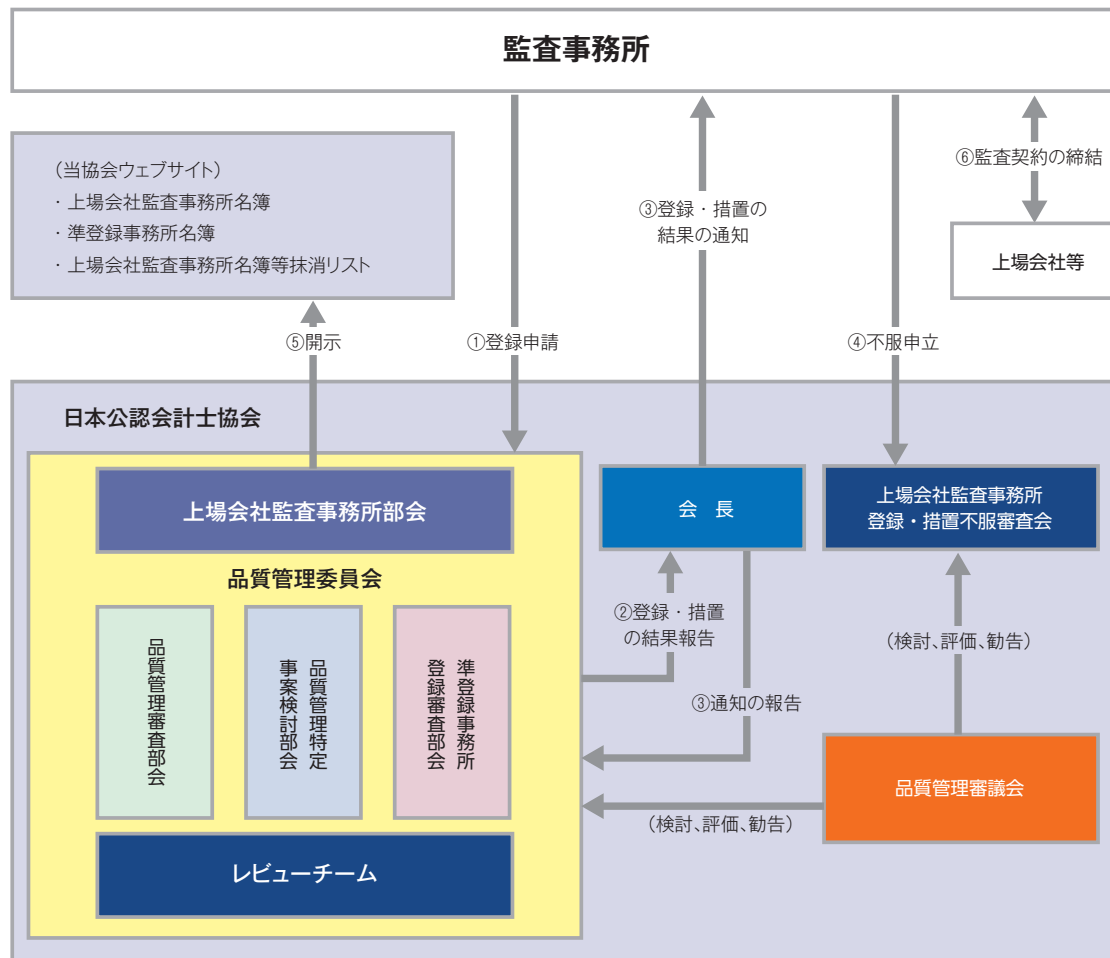
また、上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所が懲戒処分等を受けたときは、会則に従って懲戒処分等の開示等を行うとともに、一定の事由に該当する会員については名簿再登録制限者の指定を行い、名簿再登録制限者管理簿（非公開）に記載します。なお、名簿再登録制限者に指定された会員は、一定の要件を満たしたときは、指定の解除を受けることができます。

上場会社監査事務所名簿等への登録申請に対し登録を認めない決定、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置の決定、名簿再登録制限者の指定、又は名簿再登録制限者の指定解除の取消しの通知が行われた場合には、通知を受けた監査事務所又は会員は上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができます。

なお、各証券取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての会計監査人は、上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならず、既存の上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならず、とされています。

上場会社監査事務所登録制度は、次ページに示したとおりです。

【上場会社監査事務所登録制度】



(注)

- ① 登録申請（会則第128条、第128条の2、第128条の3）
例えば、新たに上場会社との監査契約を予定している場合、上場会社監査事務所となる前に準登録事務所名簿への登録を申請しなければならない。
- ② 登録・措置の結果報告（会則第134条第1項）
品質管理委員会は登録の可否、措置内容等、名簿再登録制限者の指定等を会長に報告する。
- ③ 登録・措置の結果の通知及び報告（会則第134条第2項）
会長は報告を受けた場合はその旨を監査事務所又は会員に通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- ④ 不服申立（会則第135条）
決定に不服があるときは上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。
- ⑤ 開示（会則第127条第2項）
上場会社監査事務所部会に、名簿を備え開示する。
- ⑥ 監査契約の締結（会則第128条）
準登録事務所名簿に登録された監査事務所が新たに上場会社監査事務所となったときは、上場会社監査事務所名簿への登録を申請しなければならない。

(1) 上場会社監査事務所名簿等への登録の流れ

上場会社を監査する監査事務所は、上場会社監査事務所部会への登録申請が義務付けられており、上場会社監査事務所名簿に登録するためには通常レビューを受けなければなりません。上場会社監査事務所名簿等への登録の流れは以下のとおりです。

① 準登録事務所名簿への登録

上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所の場合には、準登録事務所名簿への登録後に上場会社と監査契約を締結しなければなりません。準登録事務所名簿への登録には、以下の二つの場合があります。

ア. 上場会社との監査契約を予定している場合

上場会社との監査契約を予定している監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合、書類審査を行い、必要と認めた場合には面談又は往査を実施し、準登録事務所登録審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、品質管理委員会の審議、承認を経て準登録事務所名簿へ「品質管理レビュー実施前監査事務所」として登録を行います。

イ. 上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている場合

上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社（会計監査人設置会社で売上高10億円以上）の監査を行っている監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合、申請書類による審査に加えて通常レビューを実施し、品質管理審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、品質管理委員会の審議、承認を経て準登録事務所名簿へ「品質管理レビュー実施済監査事務所」として登録を行います。

② 上場会社監査事務所名簿への登録

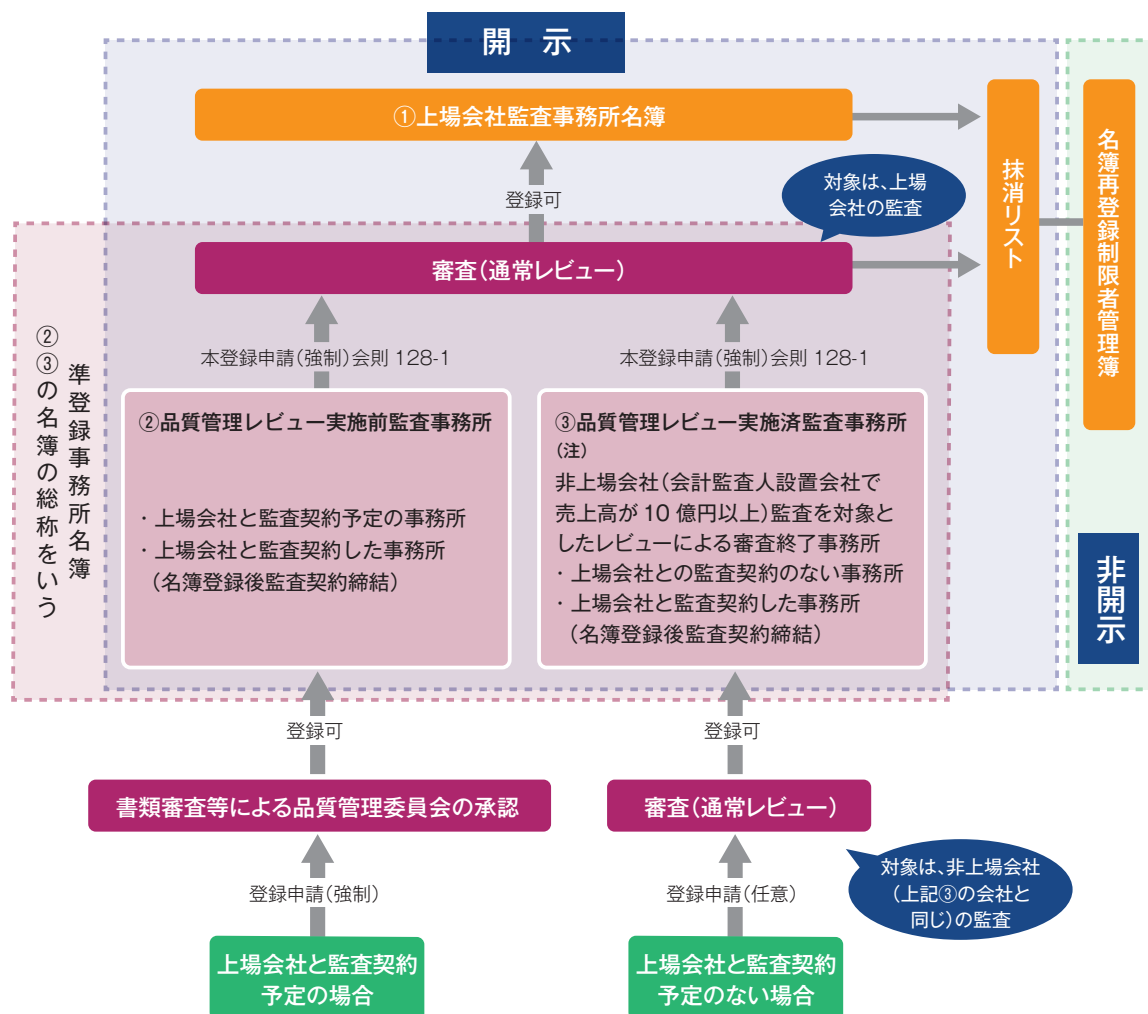
準登録事務所名簿に登録されている監査事務所が新たに上場会社と監査契約を締結し上場会社監査事務所となったときは、上場会社監査事務所名簿への登録を品質管理委員会に申請しなければなりません。品質管理委員会は、品質管理審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する登録に関する措置案を審議し、その結果を会長に報告します。その後所定の手続きを経て、品質管理委員会は上場会社監査事務所名簿にその結果を反映します。

③ 上場会社監査事務所名簿等への登録を認めない場合

品質管理審査部会又は準登録事務所登録審査部会が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない審査結果を品質管理委員会に報告する場合には、品質管理特定事案検討部会でこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告し、品質管理委員会が審査の上、これを決定します。準登録事務所名簿に登録されている監査事務所について、上場会社監査事務所名簿への登録を認めない決定に関し所定の手続を経てその効力が生じたときは、当該監査事務所を上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載し、その名称、申請を認めなかった旨その他規則で定める事項を開示します。

上場会社監査事務所名簿等への登録の流れは以下に示したとおりです。

【上場会社監査事務所名簿等への登録の流れ】



(注) 3年に1度の定期レビューを実施する。

(2) 名簿再登録制限者の指定及び指定の解除制度

品質管理委員会は、登録に関する措置、一定の行政処分又は当協会の懲戒処分により監査事務所が上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載された場合、上場会社の監査業務に起因して業務執行責任者が一定の行政処分又は当協会の懲戒処分を受けた場合に、監査事務所、監査事務所の代表者、監査業務執行責任者を名簿再登録制限者として指定し、上場会社監査事務所部会に備える名簿再登録制限者管理簿に記載します。なお、名簿再登録制限者管理簿は開示せず、名簿再登録制限者管理簿に記載されているか否かについて、品質管理委員会は会員本人からの申請があれば、申請者分について、申請者本人及び申請者の指定する者に証明書を交付します。

上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所は、名簿再登録制限者に指定された会員を、上場会社の監査業務の監査責任者、審査担当者その他重要な決定及び判断を行う者とするとは認められていません。

なお、名簿再登録制限者として指定された会員は、名簿再登録制限者に指定された後に実施した所定の監査業務がある場合は、当該監査業務について品質管理の状況のレビューを受け改善が確認されたとき、所定の監査契約がない場合は、名簿再登録制限者に指定された年度後5年間継続して継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位を取得したときに、品質管理委員会に指定の解除を申請し、指定の解除を受けることができます。

(3) 上場会社監査事務所登録・措置の不服審査制度

上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定等の通知を会長から受けた監査事務所は、品質管理委員会の当該決定に不服がある場合、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができます。

同不服審査会は、会員3人及び会員外の有識者2人で組織されており、審査の結果、不服を認めたときは、品質管理委員会に再度審査を要請し、品質管理委員会は再度審査の結論を会長に報告します。審査の結果、同不服審査会が不服を認めないときは、当該不服申立を棄却する旨を会長に報告します。この報告を受けた会長は、監査事務所に対しその旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告します。報告を受けた品質管理委員会は、報告の結果に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿に反映します。

7 上場会社監査事務所名簿等の状況

2018年4月1日から2019年3月31日までの上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の増減の状況は、以下の表のとおりです。

【上場会社監査事務所名簿等の状況】

(単位：監査事務所)

	前年度末	増加	減少	当年度末
上場会社監査事務所名簿(本登録事務所)(A)	126	—	8 (注1、2)	118
準登録事務所名簿(B+C)	8	9	4	13
品質管理レビュー実施前監査事務所(B)	4	7	3 (注3)	8
品質管理レビュー実施済監査事務所(C)	4	2	1 (注4)	5
上場会社監査事務所名簿等登録事務所(A+B+C)	134	9	13	131
上場会社監査事務所名簿等抹消リスト	—	—	—	—
名簿再登録制限者管理簿	9人	1人	—	10人

(注1) 上場会社との監査契約がなくなった監査事務所は6事務所です。

(注2) 合併により消滅した監査事務所は2事務所です。

(注3) 上場会社との監査契約に至らなかった監査事務所は3事務所です。

(注4) 上場会社の監査を実施する予定がなく監査事務所の意向により、準登録事務所名簿から抹消した監査事務所は1事務所です。

(1) 上場会社監査事務所名簿等への登録の状況

2018年4月1日から2019年3月31日までに開催された品質管理委員会で上場会社監査事務所名簿等への登録の可否を決定した監査事務所は以下の表のとおりです。

名簿の種類	登録を 認める	登録を 認めない
上場会社監査事務所名簿	—事務所	—事務所
準登録事務所名簿(品質管理レビュー実施前監査事務所)	7事務所	—事務所
準登録事務所名簿(品質管理レビュー実施済監査事務所)	2事務所	—事務所

(2) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置の状況

当年度に開催された品質管理委員会で、新たに上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置が決定された監査事務所は2事務所であり、その内訳は以下の表のとおりです。

品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示	2事務所 (前年度：1事務所)
上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し	2事務所 (前年度：一事務所)

(注) 複数の上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置が決定された監査事務所があります。

(3) 上場会社監査事務所に対する懲戒処分等の開示等の取扱いの状況

2018年4月1日から2019年3月31日までに、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に懲戒処分等を受けた旨の開示が行われた監査事務所は2事務所であり、その内訳は以下の表のとおりです。

公認会計士・監査審査会から金融庁長官に対し、行政処分又はその他の措置を講ずるよう勧告された監査事務所	1事務所
金融庁から業務改善命令を受けた監査事務所	1事務所
当協会の懲戒処分を受けた監査事務所	1事務所

(注) 複数の懲戒処分等を受けた旨の開示が行われた監査事務所があります。

(4) 名簿再登録制限者の指定の状況

2018年4月1日から2019年3月31日までに、新たに名簿再登録制限者として指定された者は1人であり、指定の解除を受けた者はいません。2019年3月31日現在、名簿再登録制限者管理簿に名簿再登録制限者として記載されている者は10人です。

(5) 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会への不服申立の状況

2018年4月1日から2019年3月31日までに、新たに上場会社監査事務所登録・措置に関して不服申立をした監査事務所はありません。また、前年度から継続して審査を実施している監査事務所が2事務所ありますが、いずれも係争中のため結論が確定しておらず、当年度に不服申立を相当と認める結論となった監査事務所及び不服申立を却下する結論となった監査事務所はありません。

(6) 再度審査

上場会社監査事務所登録・措置不服審査会での審査の結果、監査事務所の不服申立を相当と認めたときは、品質管理委員会に再度審査を要請します。なお、当年度においては、再度審査となった事案はありませんでした。

參考資料

(資料1) 会員及び監査事務所の地域会別所属状況

当協会の2019年3月31日現在の会員数は、公認会計士及び外国公認会計士31,191人、監査法人235事務所となっています。当協会には16の地域会がありますが、そのうち会員数が最も多い地域会は、会員の過半数が所属する東京会であり、近畿会、東海会がこれに続きます。当協会の会員のうち、通常レビューの対象となる監査事務所数は190事務所（公認会計士50事務所、監査法人140事務所）ですが、その過半数は東京会に所属しており、近畿会、東海会がこれに続く状況は会員数の所属状況と同様です。

【会員及び監査事務所の地域会別所属状況】

地域会	公認会計士 (外国公認会計士を含む)		監査法人		会員計(公認会計士+監査法人)			
		うち通常レ ビューの 対象		うち通常 レビュー の 対象			うち通常レビューの 対象	
	(人)	(人)	(事務所)	(事務所)		(%)		(%)
北海道	382	1	6	4	388	(1)	5	(2)
東北	410	3	2	1	412	(1)	4	(2)
埼玉	734	0	0	0	734	(2)	0	(0)
千葉	720	0	1	0	721	(2)	0	(0)
東京	18,354	28	146	86	18,500	(58)	114	(60)
神奈川 県	1,516	4	2	2	1,518	(4)	6	(3)
東海	2,085	7	14	9	2,099	(6)	16	(8)
北陸	288	0	1	0	289	(0)	0	(0)
京滋	644	1	8	7	652	(2)	8	(4)
近畿	3,556	3	36	17	3,592	(11)	20	(10)
兵庫	752	1	2	2	754	(2)	3	(1)
中国	467	1	4	3	471	(1)	4	(2)
四国	232	0	5	3	237	(0)	3	(1)
北部九 州	765	0	4	2	769	(2)	2	(1)
南九州	211	1	3	3	214	(0)	4	(2)
沖縄	75	0	1	1	76	(0)	1	(0)
合 計	31,191 (注)	50	235	140	31,426	(100)	190	(100)

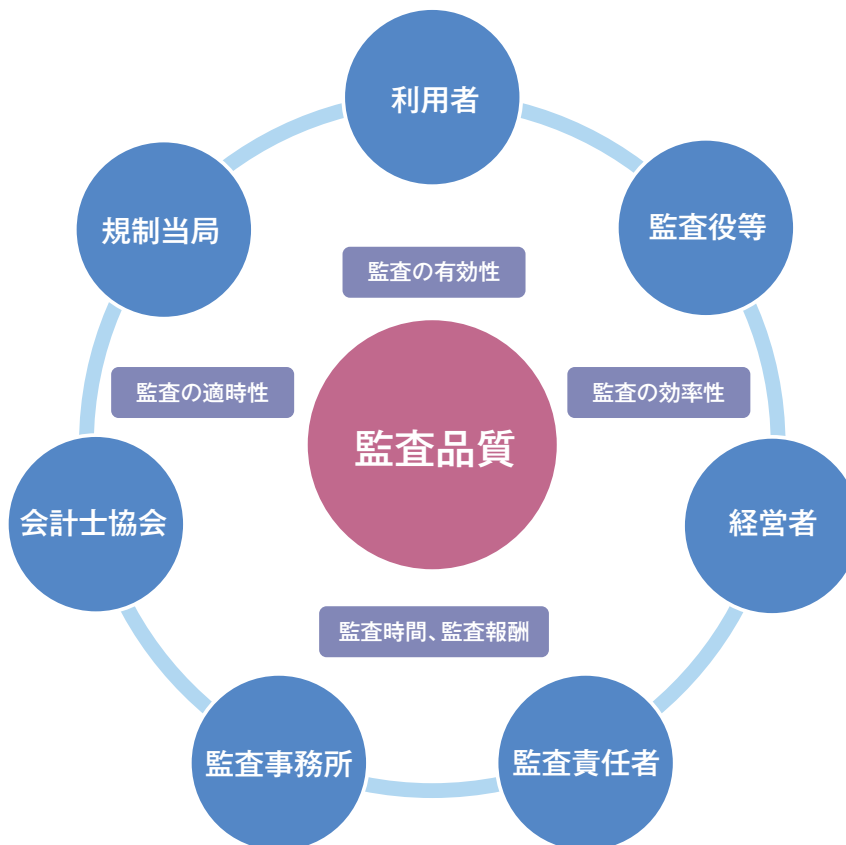
(注) 公認会計士(外国公認会計士を含む)のうち監査法人勤務者数は13,962人です。

(資料2) 監査品質について

監査品質は多面的で複雑な主題であり、国際的にも確立した監査品質の定義は存在せず、監査品質に対する見方は、監査の利害関係者の立場によって様々です。監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され、財務諸表の重要な虚偽表示を看過しないこと（「監査の有効性」）は利用者のニーズですが、そのためには、十分な「監査時間」と適切な水準の「監査報酬」が確保される必要があります。一方で、監査が適時に効率的に実施される必要もあり、「監査の適時性」、「監査の効率性」も監査品質に含まれる重要な要素です。

上述の監査品質の要素は、全ての利害関係者にとって重要ですが、それぞれの利害関係者のニーズと特に結び付きやすいと考えられる要素の関係は、以下のように示すことができます。

【監査の利害関係者と監査品質に係る重要な要素】



監査の品質に関連して公表されている主な資料

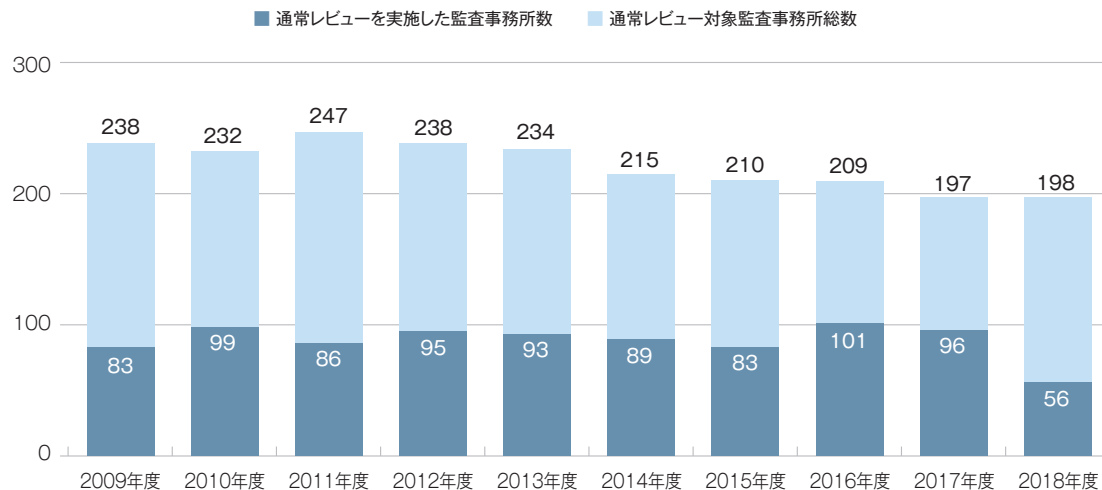
- 監査基準委員会研究報告第4号「監査品質の枠組み」（2015年5月29日）
- 品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書（2018年1月15日）
- 監査事務所情報開示検討プロジェクトチーム「監査品質の指標（AQI）に関する研究報告」（2018年11月21日）

（資料3）通常レビューの実施状況及び実施結果の推移

1. 通常レビューの実施状況の推移

過去10年間の通常レビューを実施した監査事務所数は、以下の図のように推移しており、その背景には以下に記載したような環境の変化があります。

【通常レビューを実施した監査事務所数の推移】



2011年度に、一定規模以上の信用金庫等の監査を行っている監査事務所がレビュー対象に追加されたことにより、新たにレビュー対象となる約30事務所を、3年間でレビューすることとしました。

2014年度には、監査事務所の合併や、上場会社との監査契約がなくなった等の理由により、通常レビュー対象監査事務所の総数が234事務所から215事務所へと減少しました。

2016年度には、前年度において限定事項付き結論が表明された監査事務所が20事務所と大幅に増加したことから、これら事務所を継続して指導するため、2015年度に新設された機動レビューを28事務所に実施した結果、レビューを実施した監査事務所数が増加しました。

2017年度には、監査人交代により個人事務所の通常レビュー対象会社等との監査契約が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査法人に変更となったこと等により、通常レビュー対象監査事務所の総数が209事務所から197事務所へと減少しました。

2018年度には、通常レビュー対象監査事務所の総数は微増でしたが、レビューを実施した監査事務所は56事務所と大幅に減少しました。通常レビューは原則として3年間に1度実施するため、2018年度は基本的に2015年度の83事務所が通常レビューの対象となりますが、前述したとおり2015年度に限定事項付き結論が表明された監査事務所の大幅な増加に伴い、2016年度に機動レビューを数多く実施したこと（28事務所）、また2015年度の通常レビューのあとに解散や監査人交代で通常レビュー対象でなくなった監査事務所が多かったこと（25事務所）に起因しています。

2. 通常レビューの実施結果の推移

過去10年間のレビュー報告書を交付した監査事務所の通常レビューの実施結果は、次ページの図のように推移しています。2009年度においては、2006年度に当協会の東京会から監査ツールとして「リスク・アプローチによる監査の手引」（現在は監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」）が公表され、以降、各種委員会報告の改正に合わせて更新されてきたことから、リスク・アプローチに基づく監査手続の実務への適用が進んだものの、通常レビューを実施した監査事務所数に対する「限定事項付き結論」の割合は、2009年度まで約30%前後で推移しました。

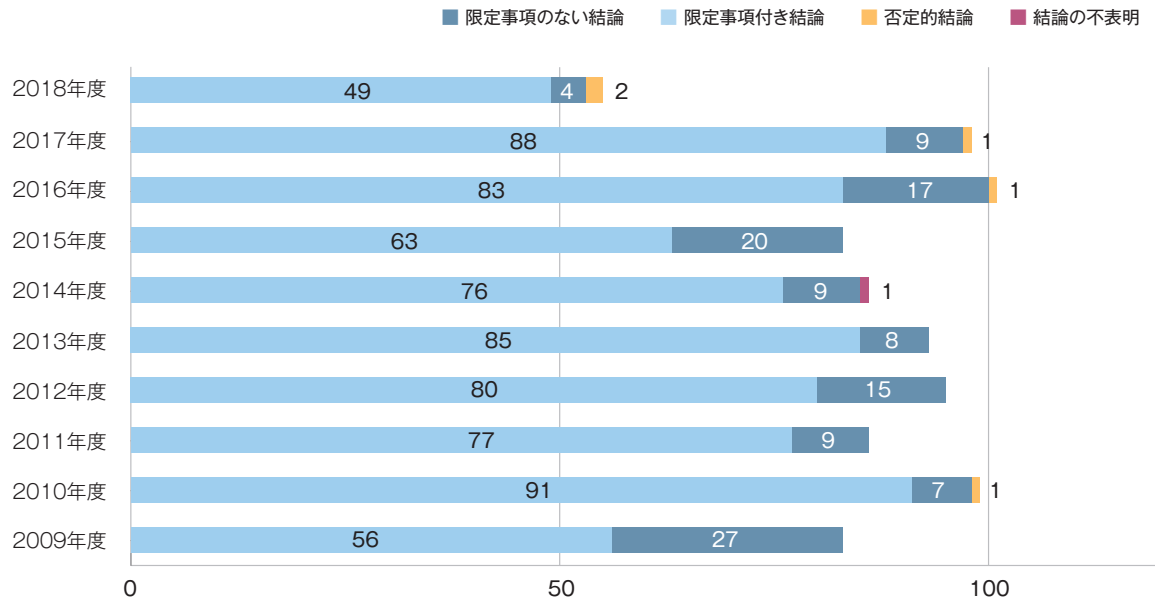
2010年度から2014年度までは、リスク・アプローチに基づく監査が監査実務に浸透し、「限定事項付き結論」が通常レビューを実施した監査事務所数の10%前後まで減少しており、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所とそうでない監査事務所の二極化の傾向が鮮明になりました。

2015年度においては、改正後の品質管理レビュー制度の適用により、通常レビューの対象監査業務を拡大したことやリスクが高いと判断した監査業務のレビュー日数を増加させたことのほか、近年の度重なる会計不祥事を受けて、通常レビューの実施や結論の表明に当たり、より厳しい態度で臨んだ結果、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が増加しました。

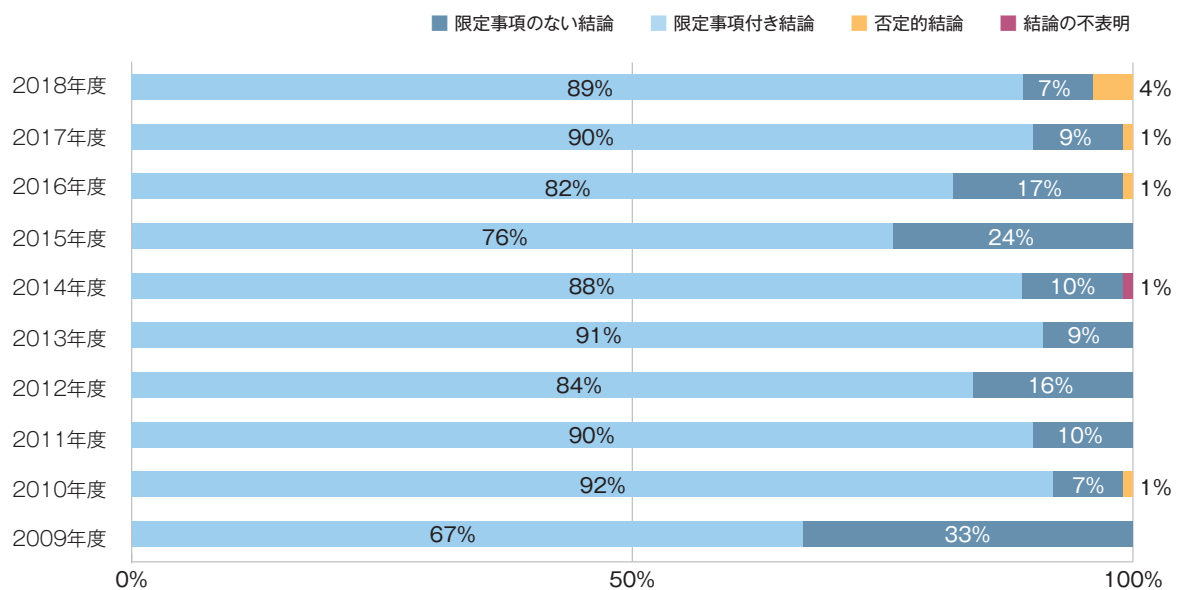
2016年度においては、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の割合は、前年度と比較して減少するとともに、2017年度及び2018年度においても、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が大きく減少しています。これは、機動レビュー等の実施を通じて監査事務所の監査品質の改善が進んだこと、及び「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が通常レビューの対象でなくなったこと、又は解散したことによるものです。

なお、品質管理レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書を開始年度内に承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、品質管理レビューを実施した監査事務所数と品質管理レビューの結論ごとの監査事務所の総数が一致しない場合があります。

【品質管理レビューの結論ごとの監査事務所数】



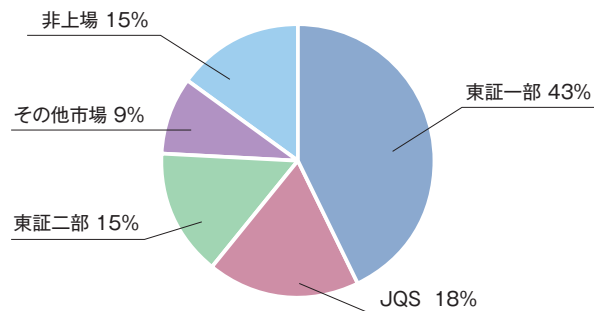
【品質管理レビューの結論ごとの監査事務所の割合】



（資料4）通常レビューの実施対象とした監査業務の市場、産業、決算期ごとの割合

2018年度の通常レビューにおいて実施対象とした監査業務（158業務）の市場、産業、決算期ごとの割合は、以下のとおりです。なお、IFRS適用監査業務については、9業務を実施対象としました。

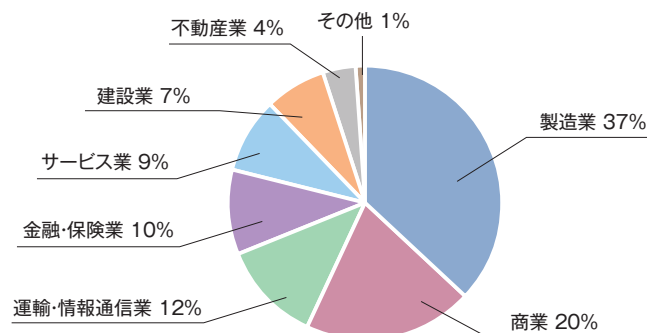
【レビュー対象監査業務の市場ごとの割合】



（注1）監査対象会社が複数の市場に上場している場合には、代表的な市場（東証一部等）に含めています。

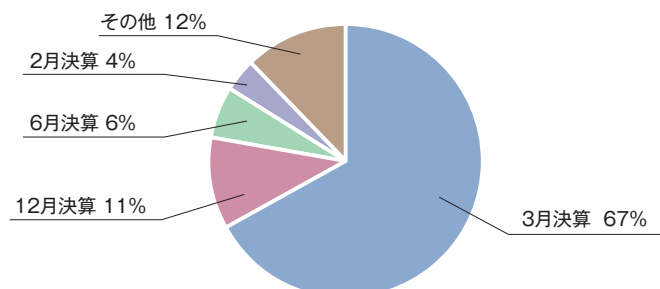
（注2）非上場に占める信用金庫及び信用組合の割合は38%です。

【レビュー対象監査業務の産業ごとの割合】



（注）金融商品取引法が適用される監査対象会社については、金融庁 EDINET の業種分類によっています。それ以外の監査対象会社については、同業種分類で最もあてはまる業種に分類しています。

【レビュー対象監査業務の決算期ごとの割合】



（注）「その他」には、3月、12月、6月、2月決算以外のほぼ全ての月の決算が含まれています。

(資料5) 通常レビューにおける改善勧告事項及び限定事項付き結論又は否定的結論を表明する原因となった事項

1. 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューにおける主な項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数は次表のとおりです。

(単位：監査事務所)

改善勧告事項		前年度			当年度		
		上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	その他の監査事務所	合 計 (注1)	上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	その他の監査事務所	合 計 (注1)
監査事務所における品質管理	品質管理の全般的体制	4	7	11 (11%)	4	4	8 (15%)
	職業倫理及び独立性	8	7	15 (15%)	6	6	12 (22%)
	契約の新規の締結及び更新	1	—	1 (1%)	3	—	3 (5%)
	専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	3	4	7 (7%)	—	1	1 (2%)
	審査	5	4	9 (9%)	5	2	7 (13%)
	品質管理のシステムの監視	6	7	13 (13%)	2	4	6 (11%)
監査業務における品質管理	監査の基本的な方針	10	3	13 (13%)	13	1	14 (25%)
	企業及び企業環境の理解	10	6	16 (16%)	9	2	11 (20%)
	不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応	26	17	43 (44%)	23	9	32 (58%)
	運用評価手続の立案及び実施	17	8	25 (26%)	5	4	9 (16%)
	実証手続の立案及び実施	28	11	39 (40%)	10	3	13 (24%)
	監査証拠	33	19	52 (53%)	16	8	24 (44%)
	監査結果の取りまとめ	10	3	13 (13%)	9	1	10 (18%)
	監査役等とのコミュニケーション	16	17	33 (34%)	19	2	21 (38%)
	会計上の見積りの監査	27	18	45 (46%)	23	8	31 (56%)
	関連当事者	11	8	19 (19%)	4	2	6 (11%)
	グループ監査の手続	9	4	13 (13%)	8	1	9 (16%)
	分析的実証手続	9	5	14 (14%)	4	1	5 (9%)
	詳細テスト	7	8	15 (15%)	12	1	13 (24%)
	財務諸表の表示及び開示	7	9	16 (16%)	7	6	13 (24%)
	監査調査の整理及び管理・保存	7	3	10 (10%)	4	2	6 (11%)
	内部統制監査	14	2	16 (16%)	9	—	9 (16%)
改善勧告書交付監査事務所数 (注2)		63	30	93 (95%)	37	13	50 (91%)
【参考】レビュー報告書交付 監査事務所数 (注3)		68	30	98 (100%)	41	14	55 (100%)

(注1) 表中の()は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合です。

(注2) 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しません。

(注3) 監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがあります。

2. 限定事項付き結論又は否定的結論を表明する原因となった事項

通常レビューにおいて、「限定事項付き結論」又は「否定的結論」の原因となった限定事項の項目ごとの監査事務所数は、次表のとおりです。

(単位：監査事務所)

限定事項	前年度			当年度		
	上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	その他の 監査事務所	計	上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	その他の 監査事務所	計
限定事項付き結論又は否定的結論の 監査事務所数 (注)	5	5	10	3	3	6
うち監査事務所における品質管理に関する事項 (注)	5	4	9	3	3	6
品質管理の全般的体制	1	4	5	2	2	4
職業倫理及び独立性	1	3	4	2	2	4
契約の新規の締結及び更新	1	—	1	2	—	2
監査事務所間の引継	—	1	1	—	—	—
審査	3	3	6	3	1	4
品質管理のシステムの監視	—	4	4	—	3	3
うち監査業務における品質管理に関する事項 (注)	5	5	10	3	3	6
監査の基本的な方針	4	3	7	3	1	4
企業及び企業環境の理解	3	4	7	2	2	4
不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応	4	5	9	2	3	5
継続企業の前提	1	2	3	2	2	4
専門家の業務の利用	—	1	1	—	—	—
委託業務	1	3	4	—	—	—
運用評価手続の立案及び実施	2	3	5	—	1	1
実証手続の立案及び実施	4	3	7	3	1	4
監査証拠	3	3	6	3	2	5
監査結果の取りまとめ	1	3	4	2	1	3
経営者確認書	—	3	3	2	1	3
監査意見の形成と監査報告書	1	1	2	2	1	3
会計上の見積りの監査	4	5	9	3	2	5
関連当事者	5	4	9	2	2	4
グループ監査の手続	3	2	5	—	1	1
分析の実証手続	—	1	1	—	1	1
財務諸表の表示及び開示	2	4	6	2	2	4
不正リスク対応	2	—	2	2	—	2
内部統制監査	2	2	4	2	—	2

(注) 監査事務所に対して複数の限定事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「限定事項付き結論又は否定的結論の監査事務所数」、「監査事務所における品質管理に関する事項」又は「監査業務における品質管理に関する事項」の数とは一致しません。

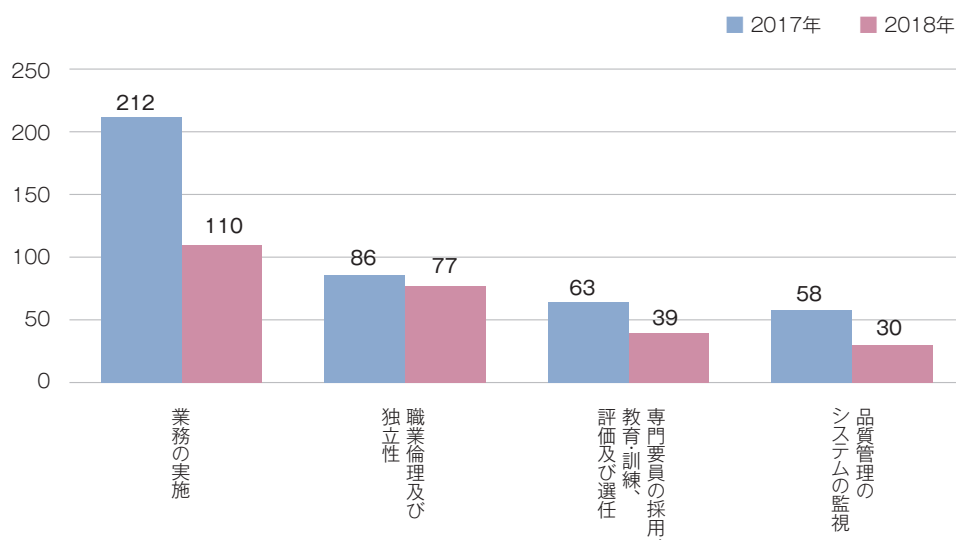
（資料6）監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の調査結果の概要

監査監督機関国際フォーラム（以下「IFIAR」という。）は、世界各国・地域の監査監督機関から構成された組織であり、2017年4月にIFIARの事務局が東京に開設されています。IFIARは、加盟している各監督機関が当該国の6大監査事務所のメンバーファームにおける監査事務所及び監査業務の品質管理のシステムの検査で指摘した事項を、2012年以降毎年調査しており、2019年5月16日付けで7回目となる2018年の調査結果を公表しました。今回の調査は45の加盟監督機関からの報告によるものであり、以下、その調査結果について参考として記載しています。

（1）監査事務所における品質管理の検査結果

監査事務所における品質管理については、37の加盟監督機関が132事務所を検査した結果が報告されています。検査で指摘の多い項目は下図のとおりです。

【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】



（出典）IFIAR“Survey of Inspection Findings 2018”pageA-4の表を基に作成

業務の実施においては、指摘数が前年度に比して低減しているものの、監査チームによって行われた重要な判断を客観的に評価する審査の方針や手続に関する整備及び運用が十分行われていないという指摘や、監査チームの監督及び査閲の方針や手続に関する整備及び運用が十分行われていないという指摘が引き続き挙がっています。

職業倫理及び独立性においては、前年度多く挙げられていた金銭的利害関係やローテーションに関する指摘は減少したものの、社員及び専門職員の個人の独立性についてのモニタリングに関する指摘が倍増しています。

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する指摘としては、監査事務所の研修計画の遵守、社員の登用と業績評価及び監査チームの組成などに関する指摘が挙がっています。

品質管理のシステムの監視に関する指摘については、監視の結果、発見された不備に対する根本的な原因の分析や改善措置に関連する指摘は前年度に比して減少しているものの、監査業務の定期的な検証に関する指摘が引き続き多数挙がっています。

(2) 上場企業（Listed PIEs）の監査業務における品質管理の検査結果

監査業務における品質管理については、39の加盟監督機関が141事務所の上場会社監査業務921業務を検査した結果が報告されています。調査結果において、少なくとも一つ以上の検査指摘事項がある割合の推移は下表のとおりです。なお、システム上重要な金融機関（SIFIs）の監査業務における同割合は、43%（2017年調査では54%）でした。

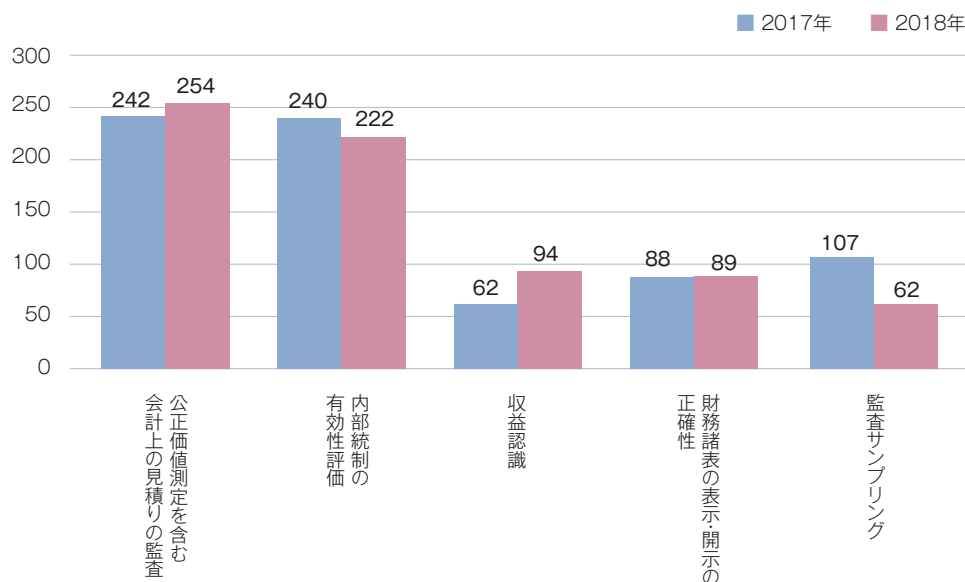
【少なくとも一つ以上の検査指摘事項がある上場企業の監査業務の割合の推移】

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
47%	43%	42%	40%	37%

（出典）IFIAR “Survey of Inspection Findings 2018” page 4 の表

上場企業の監査業務における品質管理の検査で、指摘数の多い項目は下図のとおりです。前年度の調査結果で上位にあったグループ監査に関する項目の指摘数が減少し、収益認識に関する項目の指摘数が増加しています。

【上場企業の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】



（出典）IFIAR “Survey of Inspection Findings 2018” page B-8 の表を基に作成

公正価値測定を含む会計上の見積りの監査については、整合性のない監査証拠の検討を含む経営者の仮定の合理性を十分に評価していないという指摘がほぼ半数を占めています。

また、内部統制の有効性評価において数が最も多い指摘は、手作業による統制の信頼性を裏付ける十分な監査証拠を入手していないという指摘であり、経営者によって作成された情報や報告書に対する内部統制の運用評価手続並びにそれら情報の正確性及び網羅性の検証を十分に行っていないという指摘も多く挙がっています。

(資料7) 平成29年度品質管理委員会活動に関する勧告書

品質管理委員会
委員長 鈴木昌治 殿

平成30年6月4日
品質管理審議会
審議会長 山崎 彰三

当審議会は、会則第137条の2第3項第一号に基づき、貴委員会から平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の活動状況の報告を受け、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会が、品質管理委員会において適切に運営されているかどうかについて検討・評価を行った。

その結果、品質管理委員会は、制度の趣旨・当審議会からの勧告等を踏まえて品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の適切な運営を行うことにより、その成果を挙げていると認められるが、当審議会は、監査の品質管理のシステムの更なる質的向上を図るため、下記のとおり勧告する。

記

勧告事項1. 品質管理レビューの一層の充実**(1) 会長通牒平成28年第1号及び監査提言集（特別版）への対応状況の確認（継続）**

昨今の度重なる会計不祥事は監査の信頼を揺るがすものであり、当協会は、公認会計士監査の信頼回復のため、平成28年1月27日に会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び「監査提言集（特別版）」（以下「会長通牒等」という。）を公表し、会員に対し、監査の実施に当たっては厳正な態度で臨まなければならない、職業的専門家として真摯に監査業務に取り組むことを強く要請した。品質管理レビューは、原則として3年に一度の頻度で監査事務所に対し実施しており、平成29年度の品質管理レビューの対象とならなかった監査事務所に対し、引き続き会長通牒等において特に留意すべきものとされた以下の事項について、適切な対応が行われているかを確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

1. リスク・アプローチに基づく監査
2. 職業的専門家としての懐疑心
3. 経営者による内部統制を無効化するリスク
4. 会計上の見積りの監査
5. 監査チーム内の情報共有
6. 審査
7. 監査時間・期間の確保

(2) 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の確認（継続）

品質管理レビューは、原則として3年に一度の頻度で監査事務所に対し実施しており、平成29年度の品質管理レビューの対象とならなかった監査事務所に対し、引き続き、会計監査の信頼回復のため、品質管理レビューの体制・手法を強化した上で、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日付け）も踏まえ、以下の監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況について確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

1. 監査業務の品質を重視する風土
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

(3) 慎重な品質管理レビューの審査及びレビューアーの能力の向上を目的とした取組の計画的な実施（新規）

企業環境が複雑化している中で監査判断においても難しい局面が増加している。そのため、監査事務所を指導及び監督する品質管理レビューの実効性及び衡平性を担保する必要がある。上場会社監査事務所登録・措置不服審査会において不服申立が相当と認められた事案を契機として、品質管理レビューの審査をより慎重に実施する体制が整備されたが、その体制を適切に運用するとともに、品質管理レビューを通じて蓄積された事例をレビューチームで共有するなど一層のレビューアーの能力の向上及び能力の均質化に向けた取組を引き続き計画的に実施されたい。

(4) オフサイトモニタリングによる情報収集・分析の一層の強化と品質管理レビューの実効性の向上（新規）

従来、レビューアーは、オフサイトモニタリングによる監査事務所及び個別監査業務に関する情報収集・分析を通じて、品質管理レビューを効果的かつ効率的に実施してきたところである。今後も、特に社会的に影響が大きく、リスクが高いと識別した個別監査業務へ実効性のある品質管理レビューを適切に実施する観点から、オフサイトモニタリングによる情報収集・分析の一層の強化を図るとともに、得られた情報から詳細なレビュー計画を作成し、重要な検討項目を特定して品質管理レビューを効果的に実施されたい。

勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知徹底

(1) 日本公認会計士協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への積極的な周知活動（継続）

公認会計士監査の利用者である上場会社等に品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に対する理解がなければ、制度の円滑な運用及び実効を高めることは困難である。監査役等に向けての「月刊監査役」への品質管理レビュー制度に関する寄稿、及び冊子「品質管理レビューの概要」を作成し、上場企業の監査役等や機関投資家等に配付したことは、監査役等や機関投資家等の会計監査人の業務への理解が深まる企画であった。また、監査役等や機関

投資家等に一層品質管理レビュー制度を理解してもらうことを企図し、図表等や出来るだけ平易な用語を用いて「品質管理委員会年次報告書」や「品質管理レビュー事例解説集」の作成に取り組んでいることは評価できる。引き続き、本年度も監査役等のみならず株主等を含めた公認会計士監査の利用者に対し、当協会の自主規制制度の周知のみでなく、それが確実に運用されていることの周知活動を積極的に行い、監査に対する社会的信頼の向上に努められたい。

以 上

(資料8) 品質管理関係規程の変更等

当年度は、品質管理委員会規則の一部変更、品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示に係る細則の制定、品質管理レビュー手続の改正及び品質管理レビューツールの改定がありました。

品質管理委員会規則の一部変更（2018年7月24日：総会承認）

監査の品質及び透明性の向上に資するための社会への情報提供の充実の観点から、監査事務所が、自己の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を説明するために、品質管理レビュー結果の概要を自主的に第三者に開示することができる規定（第5条の3）を新設しました。また、レビュー報告書、改善勧告書及び改善計画書の第三者への例外的な開示について、監査事務所からの様々な理由に基づく開示の申請に適時かつ柔軟に対応することが可能となるよう、その要件（第5条の2）を見直しています。

品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示に係る細則の制定（2018年4月13日：理事会承認）

上記のとおり、品質管理委員会規則第5条の3が新設されたことに伴い、品質管理レビュー結果の概要として開示する事項、開示の方法その他必要な事項を定めています。

品質管理レビュー手続の改正（2018年6月13日：常務理事会承認）

通常レビューによって発見された不備の評価結果に基づいた改善措置の周知と実施を明確にするために、改善計画書において、改善勧告事項に関して、監査事務所による監視によって発見された不備と同様の対応（不備の評価、伝達及び是正（品質管理基準委員会報告書第1号第48項等））について記載を求めることとしています（品質管理レビュー手続第515項⑩、第553項③x）。また、原因分析に基づいた効果的な改善措置の立案につなげるため、改善計画書において、改善勧告事項ごとの原因分析の記載を限定事項付き結論等の監査事務所だけでなく全ての監査事務所に求めることとしています（同第515項⑪、第553項③xi）。さらに、機動レビューを実施した場合の次の定期レビューの実施時期を機動レビュー実施年度から3年後のレビュー実施年度に実施することを明確化しています（同第96項）。

品質管理レビューツールの改定**（2018年4月19日、5月18日、6月21日：品質管理委員会承認）**

前年度の品質管理レビューの実施結果及び2018年度の品質管理レビューに適用されることになる当協会の実務指針等を踏まえ、監査事務所プロフィール（QCQ100）、通常レビュー対象会社等一覧表（QCQ200）、品質管理のシステムに関する質問書（QCQ300）、監査業務プロフィール（QCQ400）、品質管理のシステムに関するレビュー手続書（QCP300）及び監査業務レビュー手続書（QCP400）等を見直しています。

（参考）品質管理関係規程について

（1）品質管理関係規程の内容

<会則>

日本公認会計士協会会則

当協会の目的や事業等について規定したものであり、当協会が必要な措置を行うために規則及び細則を定める際の拠り所となるものです。

<規則>

品質管理委員会規則

会則第 122 条第 4 項及び第 126 条の規定に基づき、品質管理の状況のレビューの実施及び会則第 123 条第 2 項第二号の措置並びに品質管理委員会の職務及び組織に関して必要な事項を定めた規則です。

上場会社監査事務所登録規則

会則第 136 条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関して必要な事項を定めた規則です。

上場会社監査事務所登録・措置不服審査会規則

会則第 137 条第 12 項の規定に基づき、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の運営に関して必要な事項を定めた規則です。

品質管理審議会規則

会則第 137 条の 2 第 7 項の規定に基づき、品質管理審議会の運営に関して必要な事項を定めた規則です。

<細則>

品質管理委員会運営細則

品質管理委員会規則第 15 条の規定に基づき、品質管理委員会、品質管理審査部会、準登録事務所登録審査部会及び品質管理特定事案検討部会並びにレビューチームの運営に必要な事項を定めた細則です。

品質管理レビューの措置に関する細則

品質管理委員会規則第 8 条の 3 第 1 項の規定に基づき、監査事務所に対して措置を決定する場合の基準を定めた細則です。

品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示に係る細則

品質管理委員会規則第 5 条の 3 の規定による品質管理レビュー結果の概要の開示に関し必要な事項について定めた細則です。

上場会社監査事務所登録細則

上場会社監査事務所登録規則第 18 条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿への登録その他運営に必要な事項について定めた細則です。

上場会社監査事務所部会 登録事務所規約

会則第 130 条の規定に基づき、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿に登録された監査事務所の義務について定めた規約です。

(2) 品質管理関係規程の体系

会則	第6章 品質管理レビュー及び上場会社監査事務所の登録		
	第1節 品質管理レビュー (第122条～第126条)	第2節 上場会社監査事務所の 登録(第127条～第137条)	第3節 品質管理審議会 (第137条の2)
規則	品質管理委員会規則	上場会社監査事務所 登録規則	品質管理審議会規則
		上場会社監査事務所 登録・措置不服審査会規則	
細則	品質管理委員会運営細則	上場会社監査事務所 登録細則	
	品質管理レビューの 措置に関する細則	上場会社監査事務所部会 登録事務所規約	
	品質管理レビュー結果の概要の 第三者への開示に係る細則		
	品質管理レビュー基準		
要領	品質管理実施状況の 報告に関する要領		
	品質管理レビュー手続		
内規	品質管理レビューツール		

上表の規程の改正承認主体は以下の表のとおりです。

会 則	総 会
規 則	
細 則	理事会
要 領	常務理事会
内 規	品質管理委員会

本報告書 に対するご意見・ご要望等の連絡先
「品質管理レビューご意見受付窓口」電子 メールアドレス
qc-opinion@jicpa.or.jp

品質管理審議会、品質管理委員会の構成員

品質管理審議会及び品質管理委員会の構成員は、以下のとおりです（2019 年 5 月 20 日現在）。

品質管理審議会

審議会長 山崎彰三 日本公認会計士協会 元会長	審議会長代理（*） 山本謙三 株式会社ブリヂストン 社外取締役	委員（*） 岡 正晶 日本弁護士連合会 元副会長
委員（*） 岡田譲治 公益社団法人日本監査役協会 会長	委員（*） 小沼泰之 株式会社東京証券取引所 取締役 常務執行役員	委員（*） 林 隆敏 関西学院大学商学部 教授
委員 鳥羽至英 国際教養大学 客員教授		

品質管理委員会

委員長 鈴木昌治 日本公認会計士協会 副会長	委員（*） 唐津恵一 東京大学大学院法学政治学研究科 ビジネスロー・比較法政研究センター 教授	委員（*） 林謙太郎 株式会社東京証券取引所 上場部長
委員（*） 丸島俊介 日本弁護士連合会 元事務総長	委員 小暮和敏 日本公認会計士協会 常務理事	委員 新井達哉 日本公認会計士協会 常務理事
委員 柴 毅 日本公認会計士協会 常務理事	委員 染葉真史 日本公認会計士協会 常務理事	委員 渡邊芳樹 日本公認会計士協会 常務理事
委員 鈴木真紀江 日本公認会計士協会 理事	委員 北山千里 公認会計士	

（*）会員外の有識者を表示しています。

